

岡崎市行財政改革推進計画

[平成 27 年度－令和 2 年度]

令和 2 年度実績報告書

(案)

令和 3 年 月

岡 崎 市

目次

I 行財政改革推進計画について

1	本市における行財政改革の取組み	1
2	本市を取り巻く課題	1
3	推進計画の目的と位置付け	4
4	計画期間	4
5	推進計画取組方針	4
6	行財政改革推進体制	6

II 行財政改革推進計画で推進する具体的な取組み

	具体的な取組み一覧	7
	取組みの見方	10
	令和2年度実績報告の総括	11
	令和2年度実績報告の見方	12
1	開かれた市政の推進	13
	ア 行政情報の多元的な提供、情報発信力の強化	
	イ 公正の確保と透明性の向上	
	ウ 市民参加と協働の仕組みづくり	
2	成果を重視した行政経営の推進	27
	ア 利便性の高い市民サービスの向上	
	イ 事務事業の見直し	
	ウ 簡素かつ効率的な行政の推進	
3	効率的な執行体制と職員力の向上	55
	ア 組織の効率化	
	イ 定員管理の適正化	
	ウ 人材の確保と育成	
	エ 給与の適正化	
4	健全な財政運営の推進	65
	ア 計画的な財政運営の推進	
	イ 積極的な財源の確保	
	ウ 受益者負担の適正化	
	エ 地方公営企業、特別会計の健全な運営	
	オ 公有財産の効果的・効率的運営	
5	広域行政の推進	89
	ア 公共施設の共同化と適正配置	
	イ 広域事務処理の拡大	

I 行財政改革推進計画について

1 本市における行財政改革の取組み

本市では、これまで行財政の効果的かつ合理的運営、市民サービスの向上を図るため、昭和 60 年 9 月から 6 度にわたり行政改革大綱を策定し、事務事業の見直し、定員及び給与の適正化などに取組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上にも積極的に取り組んできました。

年 月	事 項	計 画 期 間
昭和 60 年 9 月	岡崎市行政改革大綱	
平成 9 年 2 月	岡崎市行政改革大綱	
平成 11 年 8 月	第三次岡崎市行政改革大綱	平成 11～15 年度の 5 年間
平成 15 年 3 月	新岡崎市行政改革大綱	平成 15～17 年度の 3 年間
平成 18 年 3 月	新岡崎市行政改革大綱（改訂）	平成 17～21 年度の 5 年間
平成 22 年 3 月	岡崎市行財政改革大綱	平成 22～26 年度の 5 年間

2 本市を取り巻く課題

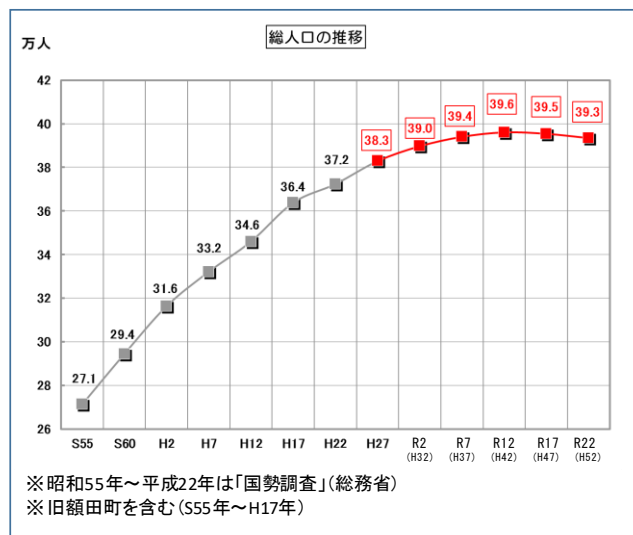
本市の財政状況は、リーマン・ショック以降の急激な景気の悪化や東日本大震災の影響からは、緩やかながら回復の兆しが見られます。しかし、社会保障関係経費は依然として増加傾向にあり、また南海トラフ巨大地震等の災害に対する備えや、少子高齢化と人口減少社会への対応、今後老朽化を迎える公共施設の維持・管理など、多くの課題を抱えており、これからも厳しい財政状況が見込まれます。

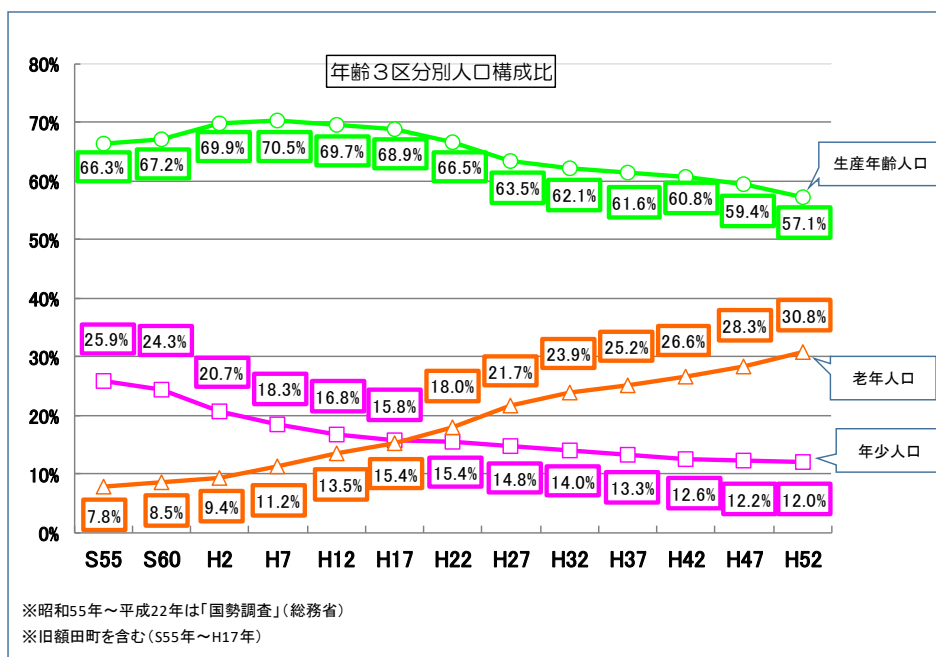
○少子高齢化と人口減少

本市の人口は今後も増加を続けますが、徐々に増加幅は縮小し、令和 12 年（平成 42 年）の 39 万 6,000 人をピークに、その後減少に転じると予想されます。

また 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少に対して、65 歳以上の老年人口は今後も増加を続け、令和 22 年（平成 52 年）には約 3 人に 1 人の割合になると見込まれます。高齢者の増加に伴って

医療や介護などの社会保障関係経費の財政負担が増加する一方で、就労人口の減少により市税収入の減少も懸念されることから、財政基盤のよりいっそうの安定化が求められます。



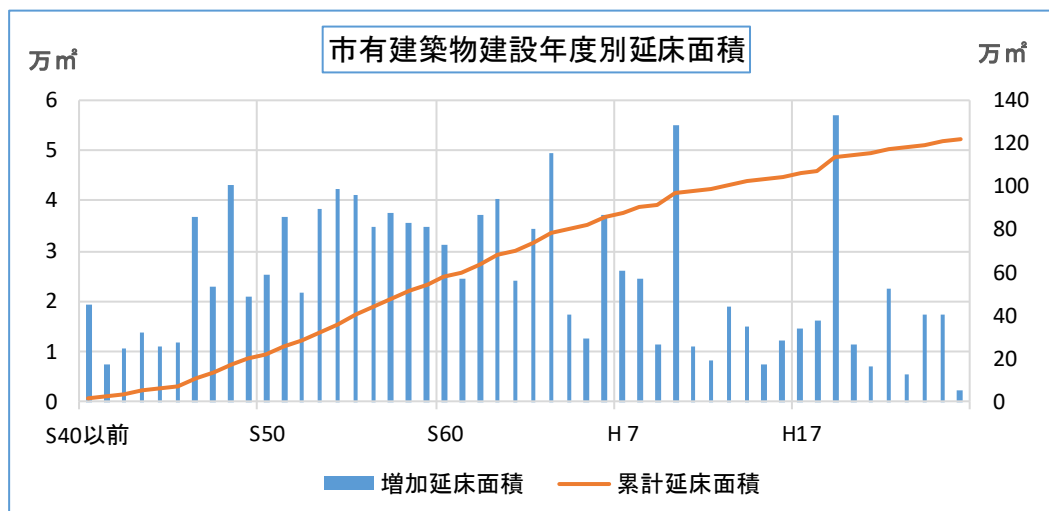
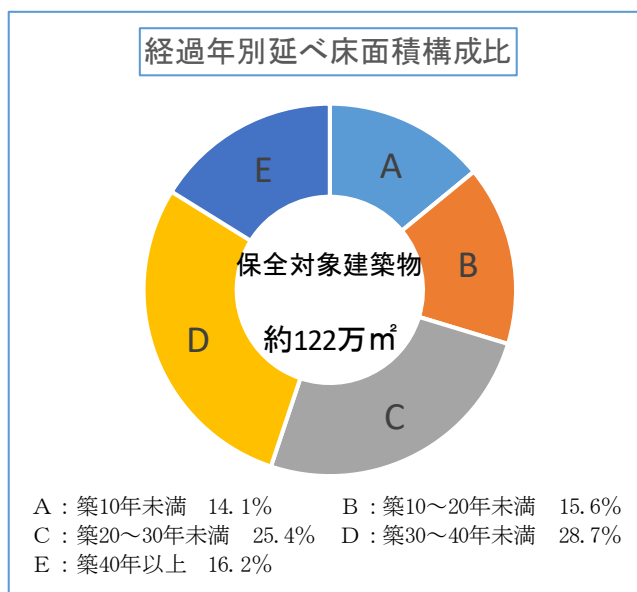


R2 R7 R12 R17 R22
 (H32) (H37) (H42) (H47) (H52)

○公共施設の老朽化

岡崎市が保有する公共建築物は、延床面積122万㎡にのぼり、多くが昭和46年から平成3年の約20年間に建設されました。その内、一般的に劣化が急激に進むとされている築30年以上の建築物が約45%を占めています。また、同様にインフラ資産と呼ばれる道路、橋りょう、上下水道施設などについても、今後一斉に更新時期を迎えます。

これに対して、長寿命化などの合理的な管理計画の策定を推進していきますが、維持管理費や施設更新に係る経費は今後大きな財政負担になると予想されます。



○財政計画

本市ではこれまで堅実な財政運営を行っており、その結果として健全化判断比率などの財政指標は良好な結果を示しています。そして、平成27年1月には総務省から地方公会計のより一層の推進を図る旨の要請があり、今後本市においても固定資産台帳を整備した上で、新たな統一的な基準による財務書類を作成・公表し、ストック情報を含めた自治体財政の更なる「可視化」とこれらを活用した財政運営が求められています。

従来からの財政指標に加え、このような新たな財務情報を財政運営に十分に活かし、今後も引き続き財政基盤の強化による安定的な市税収入の確保と公共サービスの厳選による歳出の抑制を図り、健全な財政運営に努めます。

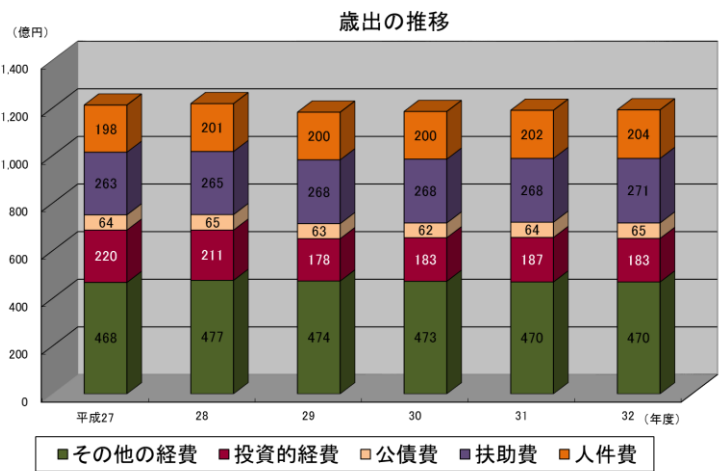
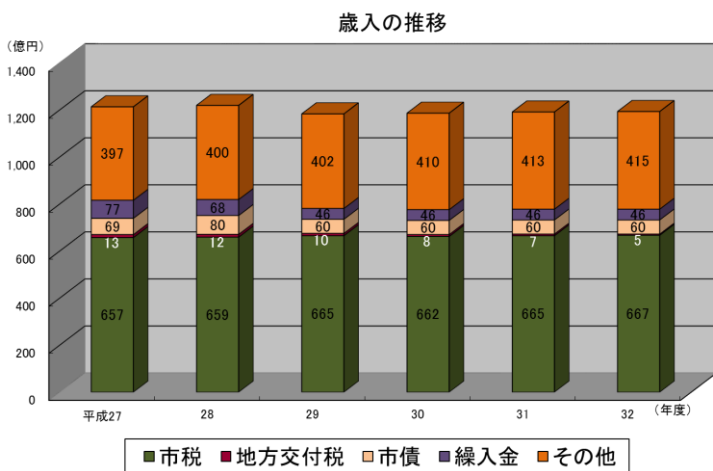
(1)歳入の見込み

我が国の景気は緩やかな回復基調が続いており、物価の動向もデフレ状況からの脱却が見込まれています。本市においては、固定資産税は今後も継続して安定的な収入が見込めますが、個人市民税は景気の緩やかな回復が見込まれるものの大幅な増収は見込めず、また、法人市民税は国の税制改正により減収が見込まれており、市税全体での大幅な増収は見込めない状況にあります。さらに、国や県の財政状況も悪化しており、その動向に留意する必要があります。

(2) 歳出の見込み

社会保障関連経費については、少子高齢化の進展による老年人口比率の上昇に伴い、緩やかになりつつあるものの依然として増加の傾向にあります。また、公共施設の老朽化が進んでおり、今後は長寿化のための保全整備に係る費用の増加にも留意する必要があります。

一方で、第6次総合計画の重点プロジェクト、社会基盤整備、災害対策などの推進を図り、夢ある次の新しい岡崎に向けて様々な課題に取り組む必要があるため、引き続き歳出削減を図り、限られた財源を効果的・計画的に活用することに努めます。



3 推進計画の目的と位置付け

本市では、「2 本市を取り巻く課題」に対応するとともに、第6次岡崎市総合計画に掲げる将来都市像「人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎」の実現のために定められた基本政策のうち、「基本政策7 将来まで自律した状態が続く都市経営（自律した都市経営の実践）」を達成するため、岡崎市行財政改革大綱（平成 27 年度～平成 32 年度）を策定し、都市の持続性を見据えた行財政運営を行います。

この行財政改革推進計画は、岡崎市行財政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組みを示した計画です。

4 計画期間

行財政改革推進計画の計画期間は第6次岡崎市総合計画（平成 21 年度～平成 32 年度）の基本計画（後期：平成 27 年度～平成 32 年度）の期間に合わせて平成 27 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの6年間です。ただし、毎年度の事務事業評価や予算編成などと連携して計画の見直しをします。新たな取組みの追加や推進状況に合わせた計画の見直し等を必要に応じて行い、その時々状況に応じた最適な手法により行財政改革を推進します。

5 推進計画取組方針

- (1) 行財政改革の目指すところは、単に市役所の仕事と資金の縮小、節約を進めるのではなく、市民の生活、経済活動をより安全、快適にするところにある。行政サービスの利用者である市民の満足度を高めるために、「市民の立場」で改革を進める。
- (2) 職員ひとり一人のやる気を引き出すことにより、結果として仕事がやりやすくなった、効率的にできるようになったと職員が実感できるようにすることが、行財政改革の一つの側面である。各部署、各人が改革し、チャレンジし続ける組織風土を確立し、「職員力」により改革を推進する。
- (3) 歳入の増加と安定化を図ると同時に、着実に歳出抑制を図ることで、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できる財政構造を維持していく必要があり、「納税者の視点」で改革を進める。
- (4) 地方分権の推進、抜本的な構造改革が急速に進む中で、地方には自己決定・自己責任の原則のもと、主体的で自律的な行政運営が求められている。西三河地域の中核都市として、自治体の先駆者、地域発展のリーダーとしての役割を認識し、「広域的な視点」で改革を進める。

行財政改革の仕組み

行財政改革に取り組む背景

【将来都市像】
「人・水・緑が輝く 活気に満ちた
美しい都市 岡崎」

【基本政策7】
「将来まで自律した状態が続く都市経営
（自律した都市経営の実践）」

【本市を取り巻く課題】

- ・少子高齢化と人口減少による財政負担の増加と市税収入の減少
- ・公共施設の老朽化による財政負担の増加
- ・健全な財政運営の維持
(財政基盤の強化による安定的な市税収入の確保と公共サービスの厳選による歳出の抑制)

将来都市像の実現に向け基本政策7を達成し、都市の持続性を見据えた行財政運営を行う

本市を取り巻く課題に対応する

行財政改革大綱

行財政改革に対する取組みの方向性を示した基本方針

行財政改革推進計画

行財政改革大綱に示した内容を推進するための具体的な取組み計画

平成27年度
(推進計画初年度)

改革の推進 (推進体制はP6を参照)

推進計画取組方針

- (1) 「市民の立場」で改革を進める。
- (2) 「職員力」で改革を進める。
- (3) 「納税者の視点」で改革を進める。
- (4) 「広域的な視点」で改革を進める。

- 1 開かれた市政の推進
- 2 成果を重視した行政経営の推進
- 3 効率的な執行体制と職員力の向上
- 4 健全な財政運営の推進
- 5 広域行政の推進

行財政改革によって得られる成果

【主な成果】

- ・市民サービスが向上します。
- ・事務事業の質が向上します。
- ・職員力が向上します。
- ・6年間で約28億3,400万円の財政効果があります。
(平成27年2月時点での見込額)
- ・広域行政が推進されます。

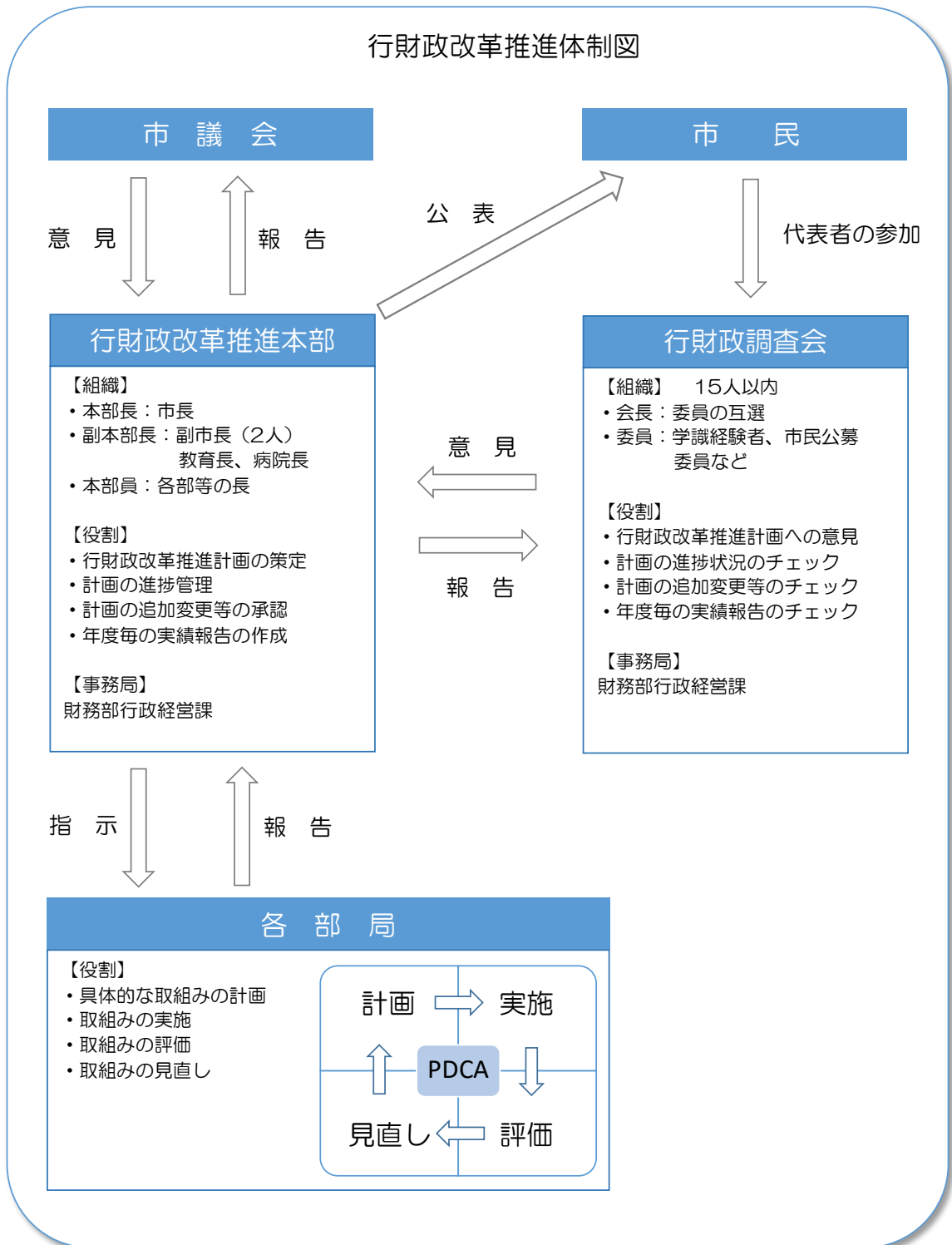
令和2年度 (推進計画最終年度)

「将来まで自律した状態が続く都市経営」を実現

6 行財政改革推進体制

行財政改革推進計画は、市長を本部長とする「行財政改革推進本部」が中心になって、全庁をあげて推進します。推進計画の進行管理も同本部が行っていきます。

また、推進計画の進捗状況や実績は、学識経験者や市民公募委員などで構成する「岡崎市行財政調査会」に定期的に報告し、その意見等を参考にしながら、推進計画を着実に推進します。あわせて市民、市議会などに広く公表していきます。



II 行財政改革推進計画で推進する具体的な取組み




○具体的な取組み一覧

1 開かれた市政の推進			
ア 行政情報の多角的な提供、情報発信力の強化			
シティプロモーションの推進	広報課		P14
各種広報媒体を活用した市政情報の発信	広報課		P15
生涯学習市職員出前講座の充実	市民協働推進課		P16
広聴活動の拡充	広報課		P17
公共データの民間開放の推進	情報政策課		P18
イ 公正の確保と透明性の向上			
情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用	総務文書課		P19
パブリックコメント制度の推進	広報課		P20
外部監査の有効活用	総務文書課		P21
契約結果（特命随意契約等）の公表範囲拡大	契約課		P22
ウ 市民参加と協働の仕組みづくり			
審議会への公募委員の登用率向上、審議会の公開	行政経営課		P23
ポジティブ・アクションの推進	男女共同参画課		P24
地域コミュニティ活動の推進	自治振興課・各支所		P25
eモニター制度の充実	企画課		P26
2 成果を重視した行政経営の推進			
ア 利便性の高い市民サービスの向上			
市民の視点に立った窓口サービスの向上・充実	全課		P28
公共施設の利便性の向上	全課		P29
社会保障・税番号制度の適正な運用	情報政策課		P30
マイナンバーカードの活用研究	行政経営課・市民課		P31
イ 事務事業の見直し			
福祉総合システムの導入	地域福祉課		P32
統合情報システムの更新	市民病院医事課		P33
行政評価システムを活用した行政経営	行政経営課		P34
業務改善運動の実施	行政経営課		P35
防犯灯器具取替工事	安全安心課		P36
ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援の推進	男女共同参画課		P37
食育推進体制の見直し	健康増進課		P38
おかざき健康マイレージ事業のシステム化	健康増進課		P39
地域における保健活動の地区担当制の導入	健康増進課		P40
児童育成センター運営の見直し	こども育成課		P41
地球温暖化対策補助の実施	環境政策課		P42

水環境創造プランの推進	環境政策課	P43
ごみ減量化及びリサイクルの推進と適正処理	ごみ対策課	P44
地籍調査計画	都市計画課	P45
みちづくりプランの策定・活用	道路建設課	P46
高額所得者の明渡し請求事務の強化	住宅課	P47
退院支援業務の充実	市民病院地域医療連携室	P48
老朽塩化ビニル管の更新	水道工事課	P49
学校適正規模検討業務の推進	教育委員会事務局総務課	P50
ウ 簡素かつ効率的な行政の推進		
清掃事業の委託化推進	ごみ対策課	P51
指定管理者制度の推進	行政経営課	P52
公民連携の推進	企画課	P53
外郭団体の見直し	行政経営課	P54
3 効率的な執行体制と職員力の向上		
ア 組織の効率化		
行政課題に即した組織の見直し	人事課	P56
イ 定員管理の適正化		
定員適正化計画の推進	人事課	P57
ウ 人材の確保と育成		
人物本位の採用の強化などによる優秀な人材の確保	人事課	P58
多様な採用制度の活用	人事課	P59
成果と育成を重視した人事評価の実施	人事課	P60
職員研修の実施	人事課	P61
エ 給与の適正化		
社会経済情勢の変化を踏まえた給与制度や諸手当の見直し	人事課	P62
評価と処遇の連動の強化	人事課	P63
4 健全な財政運営の推進		
ア 計画的な財政運営の推進		
指標管理による財政硬直化の抑制	財政課	P66
基金による年度間の財源調整	財政課	P67
地方公会計制度に基づく適正な財政運営の推進	財政課	P68
イ 積極的な財源の確保		
市税の滞納の縮減及び抑止	納税課	P69
市営住宅使用料等の収納率の向上	住宅計画課	P70
医療費自己負担金の収納率の向上	市民病院医事課	P71
岡崎ビジネスサポートセンター（OKa-Biz）の運営	商工労政課	P72
観光関連事業の推進	観光推進課	P73
岡崎市産材の利用促進	環境政策課	P74

ウ 受益者負担の適正化		
使用料・手数料の見直し	財政課	P75
補助金の見直し	財政課	P76
岡崎駅東土地区画整理施行地区内における占有物の有料化	市街地整備課	P77
狭あい道路拡幅整備補助金等の見直し	住環境整備課	P78
エ 地方公営企業、特別会計の健全な運営		
病院改革プランの推進	市民病院総務課	P79
水道ビジョンの推進	上下水道局総務課	P80
下水道事業経営ビジョンの推進	上下水道局総務課	P81
特別会計「介護保険」の健全な運営	介護保険課	P82
特別会計「国民健康保険事業」の健全な運営	国保年金課	P83
特別会計「簡易水道事業」の健全な運営	上下水道局総務課	P84
特別会計「農業集落排水事業」の健全な運営	上下水道局総務課・下水施設課	P85
オ 公有財産の効果的・効率的運営		
公共施設等総合管理計画の策定	行政経営課	P86
計画的な公共建築物整備事業の実施	施設保全課	P87
資産の有効活用	行政経営課	P88
5 広域行政の推進		
ア 公共施設の共同化と適正配置		
消防指令業務の共同運用	消防本部共同通信課	P90
イ 広域事務処理の拡大		
広域事務処理の拡大	企画課	P91

○取組みの見方

項目名称	項目の意味
状態	各計画の進捗の状態を「新規」「進行中」「完了」「廃止」で示しています。
計画番号	各計画の管理番号です。
体系	岡崎市行財政改革大綱の5つ柱の中で、どこに位置づけられるかを示しています。
課等の名称	計画を担当する課等の名称です。
計画名	担当課が取組む計画の名称です。
現状・課題	計画の現状や課題、この計画に取組む背景などを記載しています。
実施概要	計画の課題を解決するために、平成27年度以降に取組む具体的な実施内容です。
年度別計画	<p>計画を推進するにあたっての具体的な手段、方法等を年度別に示しています。手段・方法の内容と期間は、3種類の矢印で示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施  ・準備  ・検討 
数値目標	計画の達成状況を客観的に示すため、計画を推進するにあたっての数値目標を設定しています。数値目標が設定できない場合は、その理由を記入しています。
財政効果額 (千円)	計画を推進することにより、コスト削減や増収が見込まれる場合は、その内容と金額を記入しています。財政効果額は、計画に取組まなかった場合に比べて、単年度でどれだけ効果があったかを示しています。事業費や人件費等のコスト削減による効果額には▲をつけています。

○令和2年度実績報告の総括

改革の柱	評価対象 項目数	評価					評価外
		S	A	B	C	D	完了
1 開かれた市政の推進	13	0	2	7	4	0	0
ア 行政情報の多角的な提供、情報発信力の強化	5	0	2	2	1	0	0
イ 公正の確保と透明性の向上	4	0	0	3	1	0	0
ウ 市民参加と協働の仕組みづくり	4	0	0	2	2	0	0
2 成果を重視した行政経営の推進	18	0	1	14	2	1	7
ア 利便性の高い市民サービスの向上	3	0	0	2	1	0	1
イ 事務事業の見直し	11	0	1	9	0	1	6
ウ 簡素かつ効率的な行政の推進	4	0	0	3	1	0	0
3 効率的な執行体制と職員力の向上	8	0	0	8	0	0	0
ア 組織の効率化	1	0	0	1	0	0	0
イ 定員管理の適正化	1	0	0	1	0	0	0
ウ 人材の確保と育成	4	0	0	4	0	0	0
エ 給与の適正化	2	0	0	2	0	0	0
4 健全な財政運営の推進	21	0	1	20	0	0	2
ア 計画的な財政運営の推進	2	0	0	2	0	0	1
イ 積極的な財源の確保	6	0	0	6	0	0	0
ウ 受益者負担の適正化	3	0	0	3	0	0	1
エ 地方公営企業、特別会計の健全な運営	7	0	0	7	0	0	0
オ 公有財産の効果的・効率的運営	3	0	1	2	0	0	0
5 広域行政の推進	2	0	0	2	0	0	0
ア 公共施設の共同化と適正配置	1	0	0	1	0	0	0
イ 広域事務処理の拡大	1	0	0	1	0	0	0
合計	62	0	4	51	6	1	9
	100%	0.0%	6.5%	82.3%	9.7%	1.6%	

S：大幅に計画を上回る A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る D：大幅に計画を下回る

上記一覧のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、計画どおりに事業等を推進することができなかった、あるいは事業そのものが休止してしまったことにより評価が下がったものは、Cが4件（計画番号3・6・15・38）、Dが1件（計画番号27）となっています。

※財政効果額

(単位：千円)

	前期計 (27~29)	中間見直し後			累計
		30	R1	R2	
増収額	1,976,117	1,895,004	1,908,339	集計中	集計中
削減額	80,112	106,323	108,276	集計中	集計中
効果額合計	2,056,229	2,001,327	2,016,615	集計中	集計中

○令和2年度実績報告の見方

項目名称	項目の意味																								
実施内容	実施概要及び年度別計画に基づいて、令和2年度に取り組んだ内容を記入しています。																								
達成状況	<p>令和2年度の年度別計画の取組み状況と、数値目標の結果を踏まえて、令和2年度の達成状況を評価しています。評価の選択肢一覧及び判断基準は以下のとおりです。なお、令和元年度までに計画完了した取組みは評価対象外としています。また、財政効果額については評価の判断基準から除外しています。</p> <p>○評価の選択肢一覧 S：大幅に計画を上回る A：計画を上回る B：計画どおり C：計画を下回る D：大幅に計画を下回る</p> <p>○評価の判断基準</p> <p>①数値目標を設定している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度別計画 数値目標</th> <th>計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)</th> <th>計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)</th> <th>計画を下回る (期限より遅れた、又 は計画を下回る内容)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標を上回る (目標値に対して 110%以上)</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>目標どおり (目標値に対して 90%~110%)</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>目標を下回る (目標値に対して 90%以下)</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数の数値目標を設定している場合は、それぞれの数値目標の結果をもとに総合的に判断しています。</p> <p>②数値目標を設定していない場合、又は設定した数値目標での評価が困難な場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)</th> <th>計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)</th> <th>計画を下回る (期限より遅れた、又は 計画を下回る内容)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度別計画</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	年度別計画 数値目標	計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)	計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)	計画を下回る (期限より遅れた、又 は計画を下回る内容)	目標を上回る (目標値に対して 110%以上)	S	A	B	目標どおり (目標値に対して 90%~110%)	A	B	C	目標を下回る (目標値に対して 90%以下)	B	C	D		計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)	計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)	計画を下回る (期限より遅れた、又は 計画を下回る内容)	年度別計画	A	B	C
年度別計画 数値目標	計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)	計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)	計画を下回る (期限より遅れた、又 は計画を下回る内容)																						
目標を上回る (目標値に対して 110%以上)	S	A	B																						
目標どおり (目標値に対して 90%~110%)	A	B	C																						
目標を下回る (目標値に対して 90%以下)	B	C	D																						
	計画を上回る (期限を前倒し、又は 計画を上回る内容)	計画どおり (期限、内容ともに 計画どおり)	計画を下回る (期限より遅れた、又は 計画を下回る内容)																						
年度別計画	A	B	C																						

1 開かれた市政の推進

ア 行政情報の多角的な提供、情報発信力の強化

状態	進行中						
計画番号	1	体系	(1)開かれた市政の推進	ア 行政情報の多角的な提供、情報発信力の強化			
計画名	シティプロモーションの推進			課等の名称	広報課		
現状・課題							
<p>古くから地域の中心都市として発展してきた本市も、人口増加率の低下、生産年齢人口の減少、商業の停滞等、大きな転換期を迎えており、右肩上がりの成長を支えてきた社会条件を今後も前提とすることは困難な状況となっている。将来にわたり市が活力を維持し、持続的に発展するためには、定住人口・交流人口ともに、人が集まる都市となることが重要であり、そのためには、魅力づくりを推進し、それを市内外に発信していくシティプロモーションの推進が必要である。</p>							
実施概要							
<p>本市の所有する歴史的、文化的資産などの様々な資産を現代の価値へと進化させる「資産の現代価値化」を中心に、岡崎城・岡崎公園から乙川河川敷一帯を、岡崎を象徴する資産として明確化する「岡崎の顔づくり」及び住みやすさや地域の自慢などを再確認し、地域への誇りや愛着の醸成を図る「地域愛の醸成」の3つを核に、本市の魅力向上を図る。また、市民による主体的な発信活動の土壌づくりと本市の魅力が内外に拡散する仕掛けづくりにより、効果的に魅力情報を発信していく。</p> <p>シティプロモーションの推進には、市民による自発的な活動が必要であるため、市民にシティプロモーション活動について認知・理解してもらうための活動を行う。同時に、市民のシティプロモーション活動を支援していく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
ホームページの公開	計画						
	実績						
市民の活動推進・支援・紹介	計画						
	実績						
シティドレッシング ※屋外広告やバナー・フラッグ等街をシンボルマーク等で装飾する取組み	計画						
	実績						
PRキャラバン	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
シティプロモーションホームページのページビュー数(件) ※実績欄は、計画と同じカウント方法で換算した数値	計画	—	—	—	240,000	400,000	400,000
	実績	—	—	—	592,935	932,554	1,631,331
効果							
市内外の多くの人から認められ、選ばれる都市となり、本市の活力の維持、持続的な発展へ繋がっていく。							

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>本市の魅力となりうる情報を収集・編集し、シティプロモーションウェブサイトやSNSで掲載・発信した。R2.1からスタートしたInstagramの発信を強化した。</p> <p>関係市民に情報の発信、拡散を行ってもらうため、H30・R1年度実施講座の卒業生から結成されたローカルフォトチーム「岡崎カメラ」の自走化支援とともに、情報発信を行った。</p> <p>民間事業者を巻き込んださくらピンバッジの販売などによるシティドレッシングを継続した。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	
計画を上回る	A
<p>シティプロモーションウェブサイトでは、女性をターゲットとしたまち歩きコンテンツを拡充したほか、広告運用による流入促進を図った。H30年度のサーバ移設により目標設定時とカウント方法が異なるが、同様にカウントすると約2.25倍のPV数が達成できているほか、Instagramでは1万人を超えるフォロワーを獲得した。また、本市にゆかりのある著名人を活用した情報発信や若年層を対象としたキャンペーン等を実施した。</p>	

状態	進行中						
計画番号	2	体系	(1)開かれた市政の推進	ア 行政情報の多元的な提供、情報発信力の強化			
計画名	各種広報媒体を活用した市政情報の発信			課等の名称	広報課		
現状・課題							
<p>現在、市民への情報提供は広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどの多様な広報媒体を活用している。</p> <p>情報を受ける市民の視点に立ち、発信する情報の内容を再点検し、効率的・効果的な情報を提供する必要がある。</p> <p>※SNS：ユーチューブ、フェイスブック、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス</p>							
実施概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビにおいては「視聴動向調査」を実施し、視聴者の意見を伺いながら番組改編を行い、効果的な情報提供を図る。 ・コミュニティFMにおいては、「リスナーアンケート」を実施し、リスナーの意見を伺いながら番組改編を行い、効果的な情報提供を図る。 ・広報誌、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを活用した、効率的かつ効果的な情報提供を積極的に進めることで、開かれた市政と市民との協働（理解と信頼）を進める。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
視聴動向調査	計画	→					
	実績	→					
リスナーアンケート	計画	→					
	実績	→					
市民の市政参加意欲の向上	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
ホームページ総アクセス件数（千件）	計画	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000
	実績	9,527	11,260	10,525	11,066	14,394	36,906
SNSフォロワー数（件）	計画	—	—	—	4,500	5,000	5,500
	実績	—	—	—	7,236	18,218	24,035
効果							
多様な情報発信手段を確保・周知することで個人の実情に合った情報取得手段を選択できるようになり、平時はもちろん災害等の緊急時にも効率的・効果的な情報拡散が期待できる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビについては、「視聴動向調査」を4月に実施。調査結果から視聴者のニーズの把握を図るとともに、効果的な情報発信と番組内容の充実について検討を行った。 ・ラジオについては、7～9月に「リスナーアンケート」を実施。放送時間帯、番組内容の変更に対するリスナーの声を分析し、効果的な情報発信と番組内容の充実について検討を行った。 ・広報紙、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど各種メディアを活用し、効率的かつ効果的な情報提供を進めた。 ・市公式LINEの友だち募集に努め、より幅広い層に向けた情報発信に取り組んだ。 		
令和2年度の達成状況		
評価	年度別計画のとおり、視聴動向調査やアンケートから市民ニーズの把握と番組内容の改編を行うことで、市政情報の効果的な発信に取り組んだ。また、広報紙、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど各種メディアを活用し、効率的かつ効果的な情報提供に努めた。	
計画を上回る	A	

状態	進行中						
計画番号	3	体系	(1)開かれた市政の推進	ア 行政情報の多面的な提供、情報発信力の強化			
計画名	生涯学習市職員出前講座の充実			課等の名称	生涯学習課		
現状・課題							
<p>本市では生涯学習の一環として、市民等で構成している団体が主催する集会等に市役所の各課職員が講師として出席し、市政への理解及びまちづくりへの参加意識を高めるため、市職員出前講座を各課の協力により実施している。</p> <p>市職員出前講座は、団体・グループが申し込むことができ、令和2年度は各課から145講座が用意された。</p> <p>また、個人でも受講できる形の出前講座として、市民センター等における募集型出前講座を用意している。</p>							
実施概要							
<p>多くの講座を登録し、広い選択肢の中から受講講座を選ぶことができるよう、また申込みも団体・グループ・個人それぞれの形で可能として、行政情報を多面的に提供する。</p> <p>岡崎市を紹介する講座を充実させ、市民の岡崎市に対する理解度及びまちづくりへの参加意識を高めることに寄与する。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
出前講座の開催	計画	→					
	実績	→					
募集型出前講座の開催	計画	→	→				
	実績	→	→				中止
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
募集型出前講座の延べ参加者数(人)	計画	200	200	220	220	240	240
	実績	231	688	730	743	236	中止
出前講座全体の延べ参加者数(人)	計画	—	—	—	27,000	27,000	27,000
	実績	—	—	—	37,866	32,086	10,294
効果							
<p>個人でも受講申込できる講座を増やすことにより、市民の生涯学習意欲を高め、もって地域社会の課題解決に貢献できる人材を育成することができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>市民の方に生涯学習を身近に感じていただくとともに、市政への理解及びまちづくりへの参加意識を高めるきっかけづくりとして出前講座を開催した。令和2年度は55課、計145講座のメニューを用意し、幅広い内容の学習機会を提供した。</p> <p>また、個人でも受講できる形の出前講座として、市民センター等における募集型出前講座の開催を検討したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>令和2年度は55課、計145講座のメニューを用意し、幅広い内容の学習機会を提供したが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて例年よりも実績が低下した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市民講座の枠組み全てが中止となったことで、市民センター等における募集型出前講座は中止となった。</p>
計画を下回る	C	

状態	進行中						
計画番号	4	体系	(1)開かれた市政の推進	ア 行政情報の多元的な提供、情報発信力の強化			
計画名	広聴活動の拡充			課等の名称	広報課		
現状・課題							
<p>電話・Eメール・文書・目安箱への投函などの手段により寄せられる市民の声を、システムにより一元管理し、多くの意見の中から市民ニーズを把握し、市政に反映させている。</p> <p>また、市長が市民と直接対面して、様々な要望や課題等と、市が進める各種施策等について意見交換をし、市政運営に役立っている。</p> <p>今後も、広聴手段のさらなる充実を図るため、市民の意見・要望・提言の聴取に努める。</p>							
実施概要							
広聴手法のさらなる充実を検討し、市民の意見・要望・提言の聴取に努め、できることから市政運営に反映していく。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
市民の意見・要望・提言の聴取	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
市民の声件数（件）	計画	900	920	940	960	980	1,000
	実績	615	646	684	706	620	811
効果							
<p>市民の声が施策や事業に反映されると認識されることにより、市民の市政への信頼と参画意識が高まる。</p> <p>市民が市の業務の実態を理解することにより、市政を身近に感じ、信頼感を持つようになる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>電話・Eメール・文書・目安箱への投函などの手段により寄せられる市民の声を、システムで一元管理し、多くの意見の中から市民ニーズを把握するとともに、関連部署との情報共有を図った。</p> <p>また、市長が市民と直接対面して意見交換をし、市政運営に役立てることを目的とした「市民対話集会」は、「まちづくりほっとミーティング」として実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		市民の声を一元管理し、市民ニーズの把握や情報共有に努めることができた。 市長と市民との意見交換会「まちづくりほっとミーティング」は、テーマを設定し、参加者を公募して2回実施することができた。
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	5	体系	(1)開かれた市政の推進	ア 行政情報の多面的な提供、情報発信力の強化			
計画名	公共データの民間開放の推進			課等の名称	情報政策課		
現状・課題							
<p>公共データの民間開放（オープンデータ）について、平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」に公共データの民間開放の推進がうたわれ、平成28年12月には、「官民データ活用推進基本法」第11条において、国、地方公共団体が保有する官民データについて国民が容易に利用できるような措置を講じることが義務付けられた。これを受け、初めて作成された「世界最先端デジタル国家創造・宣言官民データ活用推進基本計画」で、「令和2年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進する。」と掲げるなど、さらなるオープンデータへの取組が求められている。</p> <p>※公共データの民間開放：国や地方公共団体が保有する地図情報などの公共データを二次利用可能な形で民間に開放することで、透明性・信頼性の向上、経済活性化などを目指す取組</p>							
実施概要							
<p>公共データの民間開放に向けての課題や、どのような公共データを民間が必要としているかを調査・研究するとともに、国の動向及び先進自治体の推進状況を参考とし、準備を行う。</p> <p>これらの結果をもとに、各課へ公共データの提供の呼びかけを行うとともに、提供数の拡大を図っていく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
民間開放の課題及びニーズの調査・研究	計画	→					
	実績	→					
庁内各課へ公共データの提供依頼・提供準備	計画	→					
	実績	→					
公共データの民間開放	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
公共データの公開数（件）	計画	0	3	5	46	80	630
	実績	30	42	43	48	607	636
効果							
<p>公共データの二次利用によって、行政の透明性や信頼性の向上、革新的な新産業・新サービスの創出及び全産業の成長を促進する効果が期待でき、それが市民サービスの向上につながると考えられる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>公開データの保守や、利用者及び各課からの問合せへの対応を実施している。</p> <p>岡崎市ホームページに掲載している情報の一部のさらなるオープンデータ化を行った。また、愛知県及び県内各市町村（名古屋市を除く）で構成する「あいち電子自治体推進協議会」において運営しているオープンデータカタログサイトにも公開情報を登録し、行政の透明性や信頼性の向上等の効果にすることに寄与できた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>提供データ数は、部内・部外を問わず公共データ公開への理解が得られ、各課等が岡崎市ホームページに掲載している情報をオープンデータ化できたことから、数値目標を超える公共データの公開が行うことができた。</p>

イ 公正の確保と透明性の向上

状態	進行中						
計画番号	6	体系	(1)開かれた市政の推進			イ 公正の確保と透明性の向上	
計画名	情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用			課等の名称	総務文書課		
現状・課題							
<p>情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示について定めたもので、個人情報保護制度は、個人情報の適正な取扱い及び市が保有する個人情報の開示請求について定めたものである。両制度とも、市行政の公正の確保と透明性の向上を図り、市民に対する説明責任を果たす上で重要な制度であり、岡崎市情報公開条例及び岡崎市個人情報保護条例に基づき適正な運用に努めてきたところである。</p> <p>公文書開示請求の内容は多様化してきており、今後とも、個々の案件に適切な決定を行えるよう、引き続き制度の適正な運用を図る必要がある。</p>							
実施概要							
<p>市が保有する公文書の開示請求及び個人情報の開示請求に対して、適正かつ迅速な判断を行っていくため、職員研修会を実施することにより、制度に対する理解度及び意識の向上を図る。</p> <p>また、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会について、開示決定等に係る審査請求があった場合、遅滞なく諮問するなど適正な運営を図る。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
情報公開制度の職員理解度向上のための研修会開催	計画	→					
	実績	→					中止
情報公開・個人情報保護審査会開催	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		研修による理解度及び意識の向上並びに情報公開・個人情報保護審査会の適正な開催については、数値目標になじまない。					
効果							
<p>研修により、個人情報の適正な取扱い及び開示請求についての職員の理解度及び意識が向上することにより、個人の権利利益の保護及び開示請求に対する迅速で適切な判断を行うことができるようになり、市民サービスの向上につながると考えられる。</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会において、審査請求に対する諮問について遅滞なく、適切に運営することにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めることができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>職員研修会については、新型コロナウイルスの影響もあり開催できなかったが、各課の開示請求及び個人情報に関する取扱いについて適切な指導・助言を行った。</p> <p>岡崎市情報公開・個人情報保護審査会については、1回開催した。令和2年8月24日に開催した審査会では、市民税課の特定個人情報保護評価に関する第三者点検及び令和元年度の情報公開の実施状況の報告を行った。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	職員研修会については、新型コロナウイルスの影響もあり開催できなかったが、各課の開示請求及び個人情報に関する取扱いについて適切な指導・助言を行い、職員の理解の向上が図られた。
計画を下回る	C 岡崎市情報公開・個人情報保護審査会については、個人情報保護評価に関する第三者点検を行い、答申を経て適切なものと承認された。

状態	進行中						
計画番号	7	体系	(1)開かれた市政の推進			イ 公正の確保と透明性の向上	
計画名	パブリックコメント制度の推進				課等の名称	広報課	
現状・課題							
<p>パブリックコメント制度は、市の意思決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、市民への説明責任を果たすことを目的に導入している。市政だよりやホームページ、報道発表により周知し、あいち電子申請・届出システムを利用した意見募集も行うなど、様々な方法で広く市民の声を募っており、今後も多くの市民からより多くの意見をいただける制度運用を行っていく必要がある。</p> <p>※パブリックコメント制度：市の基本的な政策等の策定にあたり、事前にその内容を公表し、公表したものに対する意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続き</p>							
実施概要							
<p>パブリックコメント制度適用となる条例、計画等をもれなく実施することにより市民の市政への参画を一層推進する。また、寄せられる意見数の増加を目指し、さまざまな広報媒体を活用することにより制度周知に努め、市民のだれもが意見しやすい制度の運用を行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
適用案件の積極的な広報	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
パブリックコメント実施率（％）	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	100	100	100	100	100	100
受付けた意見数（件）	計画	—	—	—	100	110	100
	実績	—	—	—	117	88	137
効果							
様々な意見をいただき検討することで、より質の高い政策づくりを目指す。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>パブリックコメント制度適用となる条例、計画等をもれなく実施することにより、市民の市政への参画を推進した。また、寄せられる意見数の増加を目指し、さまざまな広報媒体を活用することにより制度周知に努め、市民のだれもが意見しやすい制度の運用を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	<p>パブリックコメント制度適用となる条例、計画等をもれなく実施しており、実施率は計画どおり100%となった。</p> <p>パブリックコメントを実施する際には、市政だよりへの掲載だけでなく、報道発表を行い、またホームページに掲載し、市民への周知を図ることができた。また、あいち電子申請・届出システムを利用した意見募集も行い、利便性を高めることができた。</p>	
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	8	体系	(1)開かれた市政の推進			イ 公正の確保と透明性の向上	
計画名	外部監査の有効活用				課等の名称	総務文書課	
現状・課題							
<p>外部監査は、行政の透明性の向上や市民の信頼を高めることを目的として、外部の有識者による監査を実施するもので、本市では中核市に移行した平成15年度から継続して実施している。</p> <p>毎年「特定の事件（テーマ）」について監査を受け、その指摘や意見に対して事務の見直しを進めており、是正措置を講じたときには、監査委員にその旨を通知することになっている。ただし、翌年度以降に再度措置内容に対する指摘や指導を行う制度にはなっていないため、長期的な改善の効果が測れないのが実情である。</p>							
実施概要							
<p>従来、外部監査実施後2年間に限り措置状況の把握を行っていたものを、平成24年度から過去の全ての外部監査に対して追跡調査を行うこととした。また被監査部署が措置を検討中の項目について、速やかに措置を講ずるよう促し、対応を強化した。</p> <p>年1回、引き続きこの追跡調査と督促を行って現状の把握を進めるとともに、未措置案件に対して早期の対応を促し、外部監査制度がより有効に活用できるようにする。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
他自治体事例の調査・研究	計画	→					
	実績	→					
改善実施	計画	→					
	実績	→					
外部監査の実施	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
監査結果報告に基づく措置率（意見を除く）（％）	計画	75以上	75以上	75以上	90以上	90以上	90以上
	実績	90.2	95.0	93.4	94.5	95.3	95.5
効果							
<p>監査実施後の事務管理体制を改善することによって、未措置のまま経過している案件への対応が進められ、行政の透明性及び信頼度の一層の向上が図られる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>過去の全ての被監査部署へ措置状況に関する調査を行い、未措置項目については検討を進めるよう、また措置を検討中としている項目については、速やかに措置を講ずるよう促した。</p> <p>過去の監査における指摘や意見について、措置内容の有効性等を検証するため、過去のテーマを踏まえたテーマ選定を行った。（令和2年度テーマ：水道事業及び下水道事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について）</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>監査結果報告に基づく措置率の向上のため、被監査部署に対して、未措置項目については検討を進めるよう、また措置を検討中としている項目については、速やかに措置を講ずるよう促した。なお、数値目標については、実績を踏まえて検討していくこととする。</p>
計画どおり	B	

状態	進行中							
計画番号	9	体系	(1)開かれた市政の推進	イ 公正の確保と透明性の向上				
計画名	契約結果（特命随意契約等）の公表範囲拡大			課等の名称	契約課			
現状・課題								
<p>岡崎市の入札・契約方式は、大きく分けて、3種類ある。契約課による電子入札、各課による紙入札及び特命随意契約である。電子入札の執行結果は、岡崎市ホームページ等で随時公表している。しかし、各課入札の結果や特命随意契約は、情報公開制度に係る開示請求がなければ公表をしておらず、この部分の公表及び契約課入札の改革を積み重ねていく。</p> <p>現在、各課による契約は、紙を基本とした入札・契約事務が主体となっており、岡崎市ホームページ等で公表することや公表事務の効率を考慮すると、情報システムを活用して電子データ化することが課題となる。しかし、契約結果の公表のためだけに、情報システムを新規開発することは、コスト面で問題があるため、すでに存在する情報システムを活用する必要がある。</p> <p>※特命随意契約：契約の性質等の理由から、競争入札に付さず、特定の1者と契約を締結する方式</p>								
実施概要								
<p>契約事務に係る透明性の向上のため、特命随意契約を段階的に公表する。また、役務業務で各課入札を行う対象金額を段階的に引き下げ、契約課で行う入札を拡大する。これに合わせて、各課入札の結果を契約課で取りまとめ、定期的に公表する。</p> <p>特命随意契約の公表は、公表に係る要領や運用手順等の整備をして実施する。契約課入札（役務業務）の対象金額の引き下げについては、契約課の事務増加に伴う人員配置並びに様々な影響等を総合的に勘案しながら段階的に実施する。各課入札の結果の公表については、その手法、公表内容及び影響等を検討し、各課に周知をした上で実施する。</p>								
			27	28	29	30	R1	R2
特命随意契約の段階的な公表	計画				■■■■■▶	▶	▶	▶
	実績				■■■■■▶	▶	▶	▶
契約課入札（役務業務）の対象金額の引き下げ	計画				■■■■▶	▶	▶	▶
	実績				■■■■▶	▶	▶	▶
各課入札（役務業務）の結果公表の実施	計画				■■■■▶	▶	▶	▶
	実績				■■■■▶	▶	▶	▶
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
特命随意契約公表数（件）	計画				—	180	180	180
	実績					182	185	191
契約課入札（役務業務）実施件数	計画				88	250	300	300
	実績				81	256	267	242
各課入札（役務業務）公表数（件）	計画				—	150	100	100
	実績					195	193	162
効果								
契約事務における公正の確保と透明性の向上につながると考えられる。								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>契約課入札（役務業務）の対象金額の引き下げを平成30年1月から、各課入札（役務業務）結果の公表と特命随意契約の公表については、平成30年度から実施しており、令和2年度も継続して実施している。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>年度計画のとおり、平成30年1月から契約課入札（役務業務）の対象金額の引き下げを行い、各課入札（役務業務）結果の公表と特命随意契約の公表についても、年度計画のとおり、平成30年度から実施しており、令和2年度も継続して実施した。</p>

ウ 市民参加と協働の仕組みづくり

状態	進行中						
計画番号	10	体系	(1)開かれた市政の推進	ウ 市民参加と協働の仕組みづくり			
計画名	審議会への公募委員の登用率向上、審議会の公開			課等の名称	行政経営課		
現状・課題							
<p>本市では「附属機関」において、市民の行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員の公募を行うよう努めている。</p> <p>「岡崎市附属機関の設置及び運営に関する指針」において、委員を公募する場合は、実数の20%以上となるよう目標を定めているが、現状は目標に達していないため、引き続き公募委員の登用率向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、附属機関の運営の透明性を確保するとともに、市民に対して積極的な情報公開を行うため、会議及び会議録について、岡崎市情報公開条例に基づく非開示情報を除き公開することとしているが、会議録の公開に時間がかかる場合があるなど、会議運営に関する手続についても改善する必要がある。</p> <p>※附属機関：法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほか、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のこと。</p>							
実施概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・公募委員の登用率の向上について 令和2年4月現在、82ある附属機関（分科会は除く）のうち、公募を実施しているのは33機関である（公募を実施していない機関は個人情報を扱ったり、高度な専門性が求められるなど公募委員の参加を求めにくい性質のものになっている）。公募を実施している附属機関の担当課に対して、公募委員の登用数の増加に取り組むよう、要請をしていく。市民に対しては、附属機関の運営に関心を持っていただき、公募委員に積極的に応募していただけるよう、従来実施している市政だよりへの掲載や報道発表のほか、ホームページでも呼びかけるなど、広く周知を行う。 ・審議会の公開について 会議開催から滞りなく会議録が公開されるよう、チェック体制を整える。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
周知方法の改善	計画	→					
	実績	→					
指針、要領等の見直し及びチェック体制の強化	計画	→					
	実績	→					
会議録作成業務の省力化に向けた調査・研究	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
公募を実施している附属機関の委員総数のうち公募委員の割合（％）	計画	18.0	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0
	実績	16.9	18.1	18.3	17.7	17.2	17.8（見込）
会議録公開期限（会議終了後概ね1ヶ月）の遵守率（％）	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	68	78	70	70	87	82
効果							
この計画に取り組むことで、今まで以上に市政への市民参画の促進、公正で透明な開かれた市政の実現、附属機関の運営手続の適正維持が図られる。							

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>市ホームページ上において公募委員募集の情報を一元化したページを作成し、管理を行った。また、今年度公募委員募集を行う機関の担当課に対して、公募委員登用についての働きかけを積極的に行った。</p> <p>審議会の公開については、会議録が期限内に公開されているかをチェックするとともに、会議録作成の省力化について研究した。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	<p>数値目標である公募委員の割合は、前年度に引き続き、目標値を上回ることはできなかった。会議録公開期限遵守については、期限内での公開に向け、担当課等に作成を催促したものの、目標の達成には至らなかった。</p>
計画を下回る	

状態	進行中						
計画番号	11	体系	(1)開かれた市政の推進	ウ 市民参加と協働の仕組みづくり			
計画名	ポジティブ・アクションの推進		課等の名称	多様性社会推進課			
現状・課題							
<p>男女共同参画社会の実現のために岡崎市男女共同参画推進条例において、「男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画立案等に共同して参画する機会が確保されること」と規定されている。しかし、本市における審議会等への女性の参画は徐々に増加はしているものの、ウィズプランおかさき2020（第4次岡崎市男女共同参画基本計画）において、審議会等の女性委員比率の目標値を令和2年度末までに37.5%と設定しているが、女性委員がいない審議会もあり、令和2年4月1日時点の実績値は25.1%と、達成に至っていない。また、新たに様々な社会分野における女性の指導的地位の占める割合を高めていく必要が生じている。</p>							
実施概要							
<p>男女共同参画社会の実現に向け、実質的な機会均等を実現することを目的として講じるポジティブ・アクションを行政分野において推進し、女性が参加する機会を確保することを推進するとともに、バランスのとれた質の高い行政サービスを実現し、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性の占める割合を高めていく。</p> <p>※ポジティブ・アクション：様々な分野において、固定的な役割分担意識などで生じた男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること（積極的改善措置）。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
委員改選時の聞き取り	計画	→					
	実績	→					
女性委員登用の状況作成	計画	→					
	実績	→					
女性委員人材バンクの作成	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
女性委員登用率（％）	計画	25.0	28.0	32.0	35.0	36.5	37.5
	実績	25.6	28.2	30.1	29.9	25.1	未定
人材バンクなどからの女性委員登用数（人）	計画	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	—	4	4	9
効果							
<p>審議会等の政策・方針決定の場への女性の参加により、性別に偏りのない多様な意見やニーズを反映させることができる。また、男女の意見を反映させることにより、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が排除され、男女共同参画社会が実現される。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>審議会等における女性委員の登用率向上への対策として、委員改選時に男女共同参画課と協議をすることを各課に周知徹底した。また、人材リストの内容充実のため、引き続きホームページ等で人材リストの周知をした。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画を下回る	C	<p>年度別計画の通り、女性委員登用状況を作成、委員改選時の担当課への聞き取り等を実施した結果、目標値に近づけることができた。引き続き担当課への聞き取り等を行い、女性委員登用率のさらなる向上にむけて、取り組んでいく。</p>

状態	進行中							
計画番号	12	体系	(1)開かれた市政の推進	ウ 市民参加と協働の仕組みづくり				
計画名	地域コミュニティ活動の推進		課等の名称	市民協働推進課・各支所				
現状・課題								
<p>本市における町内会加入率は、9割前後と高い水準にあり、身近な地域活動が活発に行われていると言え、町内会を中心とする地域コミュニティ組織と行政との協働により、ごみの減量化や美化活動、地域防災、福祉など地域課題の解決に向けた活動が活発に行われてきた。</p> <p>しかし、近年の少子高齢化による地域的な居住人口の偏在や社会構造の変化に伴って、中心市街地の空洞化が生じたり、一部地域で担い手が減少するなど、町内会の負担が増大しており、地域が自主的に進めるべき地域コミュニティ活動が活性化するように、側面的支援を行う必要がある。</p> <p>※地域コミュニティ：地域社会における暮らしを向上させるために組織された住民を構成員とする共同体。現在、集落に町内会、小学校区に学区総代会や学区社会教育委員会等を組織化</p>								
実施概要								
<p>まちづくりの中心的な協働相手となっている町内会を支援し、町内会との協働関係の向上を図る。町総代の事務負担の軽減に取組むとともに、市内の各地域自治拠点である岡崎地域など8地域の支所機能をさらに強化し、地域の課題解決のために地域コミュニティ組織が自主的に行う地域コミュニティ活動を支援する。</p> <p>具体的には、7支所及び自治振興課が学区等の地域要望について地域と行政関係部署との連絡調整、総代業務の負担軽減、物的・金銭的な側面支援、地域との情報交換、地域コミュニティ施設（地区集会施設、学区市民ホーム）の整備・運営などの学区総代会や町内会への地域コミュニティ活動支援を実施する。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
学区等の地域要望について地域と行政関係部署との連絡調整	計画	→						
	実績	→						
総代業務の負担軽減	計画	→						
	実績	→						
地域協働推進事業費補助金制度の実施（3年ごとに見直し）	計画	→						
	実績	→						
地域コミュニティ施設の整備・運営	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
地域コミュニティ活動支援を行う学区数（学区）	計画	47	47	47	47	47	47	47
	実績	47	47	47	47	47	47	47
地域協働推進事業費補助金制度事業提案学区数（学区）	計画	37	39	41	43	45	47	
	実績	45	45	44	46	45	38	
地域コミュニティ活動支援実施数（件）	計画	—	—	—	600	600	600	
	実績	—	—	—	668	675	557	
効果								
町内会を中心とする地域コミュニティ組織の活動を支援することにより、地域が自主的に進めるべき地域コミュニティ活動が活性化し、地域課題の解決に結びつくことが期待できる。								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>地域連絡調整会議及び地域活動支援調整会議を適宜実施した。住民に周知する回覧内容の精査や関係部署との連絡調整など総代の事務負担の軽減に取り組んだ。地区集会施設整備のための補助金交付や学区市民ホームの整備の実施、学区市民ホーム運営委員会連絡会議を行い地域活動及び地域コミュニティ活動拠点に対する支援を実施した。地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を支援するため、各学区総代会等からの申請により地域協働推進事業費補助金の交付を実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	年度別計画のとおり、学区等の地域要望について、地域と行政関係部署との連絡調整を実施した。総代との連絡調整、回覧すべき内容の精査などを日々実施した。地域コミュニティ活動拠点である地区集会施設整備のための補助金の交付を進めたほか、学区市民ホームの各修繕を実施し、地域活動を支援した。地域協働推進事業費補助金制度事業提案学区数については新型コロナウイルスの影響により各団体の活動が制限されたことから38学区となり計画を達成することができなかった。	
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	13	体系	(1)開かれた市政の推進	ウ 市民参加と協働の仕組みづくり			
計画名	eモニター制度の充実			課等の名称	企画課		
現状・課題							
<p>市では平成26年度から「eモニター制度」を開始し、登録していただいた市民の方に市政についてのアンケートに答えていただき、市政運営に反映させている。</p> <p>今後、市民の声を市政に反映させ、より開かれた市政の推進を図るため、モニター登録者（平成27年1月現在の登録者数：446名）を増やし制度をますます充実したものにすることが必要がある。</p> <p>※eモニター制度：市民の方に「おかげさ eモニター」として登録いただき、手持ちのパソコンや携帯電話から電子メールとインターネットを利用して、市からのアンケート調査に答えていただく制度。市民の意見を広くお聴きし、市政運営の参考とすることを目的としている。</p>							
実施概要							
<p>モニター登録者を増やすため、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の積極的な広報 ・モニターへの特典提供について、他市の事例等を参考に検討する。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
制度の積極的な広報	計画	→					
	実績	→					
モニターへ特典提供の検討	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
登録者数（人）	計画	500	700	900	450	500	550
	実績	460	484	448	471	498	509
アンケート実施数（件）	計画	—	—	—	5	5	5
	実績	—	—	—	8	6	5
効果							
<p>eモニター制度の登録者が増え、制度が充実することで、市民の意見が市政に反映されやすくなり、開かれた市政の推進が図られるとともに、市政に対する市民満足度が向上すると考えられる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>eモニター制度の登録者の増加およびアンケート回答者の増加を図るため、アンケート回答者に対し、岡崎まぜめん参加店で使用できるクーポンメールの配信を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>eモニター制度の登録者数は目標をわずかに下回ったが、アンケート実施数は達成できた。</p>
計画どおり	B	

2 成果を重視した行政経営の推進

ア 利便性の高い市民サービスの向上

状態	進行中						
計画番号	14	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ア 利便性の高い市民サービスの向上			
計画名	市民の視点に立った窓口サービスの向上・充実			課等の名称	全課		
現状・課題							
<p>本市では、これまでも窓口サービスの向上・充実にむけて様々な取組みを行っており、東庁舎における証明窓口・税関係部署の集約、休日届出窓口の開設などを実施してきた。</p> <p>今後も引き続き、市民の視点に立った利便性の高いサービスを提供するため、窓口サービスの向上・充実に取組んでいく必要がある。</p>							
実施概要							
<p>業務改善運動や職員提案制度を活用し、具体的な改善事例の共有と職員からの自発的な提案を取り入れながら、市役所全体で窓口サービスの向上・充実に取組む。</p> <p>(窓口サービス向上・充実の具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修等による職員の接客力の向上 県からの権限移譲による窓口サービスの充実 待ち時間の短縮 レイアウトや案内表示等の改善による動線の効率化 など 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
市役所全体での窓口サービス向上・充実への取組み	計画	—————▶					
	実績	—————▶					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
窓口サービス向上・充実につながった具体的な事例(件)	計画	5	5	5	10	10	10
	実績	11	12	9	11	11	10
効果							
窓口サービスが向上・充実することにより、市民の視点に立った利便性の高い市民サービスが実現できる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>行政手続における押印義務付け廃止、イオンモール岡崎に市民サービスコーナーを開設し、住民票の写しの交付を開始するなど、全庁的に窓口サービスの向上・充実に取り組んだ。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>年度別計画のとおり、市役所全体で窓口サービスの向上・充実に取り組むことができた。具体的な事例については、計画どおりの10件が確認できた。</p>
計画どおり	B	

状態	進行中							
計画番号	15	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ア 利便性の高い市民サービスの向上				
計画名	公共施設の利便性の向上			課等の名称	全課			
現状・課題								
<p>本市では、これまでも公共施設の利便性の向上に向けて様々な取り組みをしており、本庁舎における公衆無線LANサービスの開始、本庁舎へのコンビニエンスストアの出店、美術系3施設共通年間パスポートの導入などを実施してきた。今後も引き続き、市民の視点に立った利便性の高いサービスを提供するため、公共施設の利便性の向上に取り組んでいく必要がある。</p>								
実施概要								
<p>業務改善運動や職員提案制度を活用し、具体的な改善事例の共有と職員からの自発的な提案を取り入れながら、市役所全体で公共施設の利便性の向上に取り組む。 (公共施設の利便性向上の具体例) ・施設予約等のシステム改善 ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化 ・施設内のレイアウト、案内表示等の改善 など</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
市役所全体での公共施設の利便性向上への取り組み	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
公共施設の利便性向上につながった具体的な事例(件)	計画		5	5	5	8	8	8
	実績		8	9	9	8	8	4
効果								
公共施設の利便性が向上することにより、市民の視点に立った利便性の高い市民サービスが実現できる。								

令和2年度実績報告

実施内容		
イオンモール岡崎に「市民サービスコーナー」及び「岡崎ビジネスサポートセンターOKa-Biz」をオープンさせるなど、利便性向上に取り組んだ。		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画を下回る	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、公共施設の休館や施設におけるコロナ対策を優先せざるを得ない状況であったため、目標を達成することができなかった。

状態	完了							
計画番号	16	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ア 利便性の高い市民サービスの向上				
計画名	社会保障・税番号制度の適正な運用			課等の名称	個人番号発行センター 情報政策課			
現状・課題								
<p>本市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき導入される番号制度に対応するため、「岡崎市番号制度導入庁内検討会議」を開催・運営し、関連業務影響度調査、情報の共有、データクレンジング等全庁的な準備作業を進めている。</p> <p>関係法令の整備等国による制度設計が大幅に遅れているものの、公表される資料に基づき順次市民への周知、体制の整備及び関係条例整備などを推進し、確実に制度導入に対応していく必要がある。</p>								
実施概要								
<p>国の動向を注視しつつ、引き続き番号制度導入庁内検討会議を開催・運営し、市民への周知、全庁的な情報共有、職員研修及び条例整備等適正な制度導入準備を推進していく(平成28年度からは連携テスト等システム対応が主となるため、庁内調整業務を情報政策部門へ移管)。</p>								
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2	
番号制度導入庁内検討会議の開催・運営(随時)	計画	→			完了			
	実績	→						
市民への番号制度の周知(説明会の開催等)	計画	→						
	実績	→						
マイナポータルの活用開始(H29.1月以降開始予定)	計画	→	→	→				
	実績	→	→	→				
庁内情報提供、調整業務	計画	→	→	→				
	実績	→	→	→				
数値目標		27	28	29	30	R1	R2	
数値目標が設定できない理由		上記年度別計画を実施・完了することを目標としており、数値目標になじまない。						
効果								
全庁的な情報共有や調査により準備作業の推進を図り、関係各課が定められた期限までに適正に業務を行うことができる。								

状態	変更							
計画番号	17	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ア 利便性の高い市民サービスの向上				
計画名	マイナンバーカードの活用研究			課等の名称	行政経営課・市民課			
現状・課題								
<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の施行により、平成27年10月から住民登録のある市民全員に対して1人に1つ割り振られる個人番号が記入された通知カードと共にマイナンバーカード(個人番号カード)の申請書が郵送され、平成28年1月からは申請に基づき顔写真付のマイナンバーカードを交付することが定められた。</p> <p>これにより、マイナンバーカードを申請した市民への交付及びカードに格納される電子証明書の発行を円滑に行うとともに、市民の利便性や行政サービス効率化の向上のため、個人番号カードの普及促進を図った。</p> <p>今後は、より市民の利便性や行政サービス効率化を図るため、マイキープラットフォームを始めとしたマイナンバーカードを活用した市民サービスについて研究する必要がある。</p>								
実施概要								
<p>マイナンバーカードの交付・再交付等を円滑に行い、カードの普及の促進を図り、カードを活用した証明書コンビニ交付により、市民の利便性を向上させる。また、マイキープラットフォームを始めとしたマイナンバーカードを活用した市民サービスについて研究を行う。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
個人番号カード交付・再交付等	計画							
	実績							
証明書コンビニ交付の導入	計画							
	実績							
マイキープラットフォーム活用の研究	計画							
	実績							
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
マイナンバーカード申請者数(人) ※交付方法等国の方針決定により目標数値の変更あり	計画		24,000	16,000	14,000	12,000	10,000	10,000
	実績		31,000	11,000	7,500	2,811	16,435	集計中
効果								
<p>個人番号カードの普及は、写真付の本人確認書類としての利用のみならず、電子証明書が予め格納されるため、国が構築する予定のマイポータル等インターネットを利用する行政サービスの利用推進に直結し、行政サービスの効率化に資するとともに、民間での利用も可能であることから市民の利便性の向上が図られる。</p>								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>市役所東庁舎1階に設置した窓口に加えて、令和2年度からはイオンモール岡崎に開設した市民サービスコーナーにおいてマイナンバーカードの申請・交付を実施した。</p> <p>また、国によるマイナポイント制度へ市民が参加しやすい環境を整えるため、昨年度に引き続き市役所東庁舎1階にマイナポイント予約・申込相談窓口を設置した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>市役所東庁舎に加えて、イオンモール岡崎に市民サービスコーナーを開設したことにより、より積極的に市民のマイナンバーカード取得の支援を行うことができた。また、国によるマイナポイント制度へ市民が参加しやすい環境を整えることにより、マイナンバーカード取得の後押しをすることができた。</p>

イ 事務事業の見直し

状態	完了						
計画番号	19	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	福祉総合システムの導入			課等の名称	地域福祉課		
現状・課題							
<p>福祉関係の行政業務では、度重なる制度改正等によってシステムが複雑化しており、ホストコンピューターでの運用保守が困難となりつつある。またホストコンピューターの保守期限（H28.12）が近づいてきており、現行システムからリプレイス（交換）が必要である。</p> <p>小規模な業務においては、システム化されておらず、職員が手作業で対応しているため、この負担が増大しているとともに、社会保障・税番号制度、子ども・子育て支援新制度への対応も求められている。</p>							
実施概要							
3部9課の50業務を対象として、福祉総合システムを構築する。H25年に業者との契約締結、H26年に設計（一部本稼働）し、H27年度から本稼働させる。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
システム本稼働	計画	完了					
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
システムの稼働件数（件）	計画	50/50	完了				
	実績	50/50					
効果							
総合システムとすることで、各業務連携の強化と効率改善効果が期待でき、業務毎の個別導入より構築費用＋運用保守費用（5年）で約18%の費用削減効果が見込まれる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
構築費用・運用保守費用の削減	見込	▲43,100	▲14,600	▲14,600	▲14,600	▲14,600	—
	実績	▲37,198	▲12,481	▲13,221	▲13,872	▲15,098	—

状態	完了							
計画番号	20	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し				
計画名	統合情報システムの更新			課等の名称	市民病院医事課			
現状・課題								
<p>平成25年1月稼働の現統合情報システムは、診療業務の迅速化、患者サービスの向上、システムの拡張性の高さを目的に、電子カルテ、看護支援、医事会計の他、検査等各部門システムと連携する40以上のシステムで構成され導入した。</p> <p>稼働から7年経過する平成32年1月にはサーバの保守期限が終了し、また平成33年1月にはWINDOWS 7がサポート終了となるため、それまでには更新を行う必要がある。</p>								
実施概要								
<p>ハードウェアの更新に加え、機能的に古くなっているソフトウェアの更新も行う必要があり、現在のシステムでの改善点、システムの機器構成、ネットワークレスポンスを含め、操作性、保守性が向上するように検討を行い、ハードウェア、ソフトウェアを更新する。</p>								
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2	
現行システムの保守	計画	→					完了	
	実績	→						
次期システムの検討	計画			→				
	実績			→				
システム更新	計画					→		
	実績					→		
数値目標		27	28	29	30	R1	R2	
システム更新の進捗率(%)	計画			20	50	100	完了	
	実績			20	50	100		
効果								
<p>最新のシステムに更新し、機能や操作性を向上しスピードアップを図ることにより、患者サービス、診療業務の向上などの効果が期待できる。</p>								

状態	進行中						
計画番号	21	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進			イ 事務事業の見直し	
計画名	行政評価システムを活用した行政経営			課等の名称	行政経営課		
現状・課題							
<p>本市では様々な分野で様々な事業に取組み、市民サービスの向上に努めているが、市の財源・人員は限られているため、すべての事業を無計画に進めることはできない。「最小の経費で最大の効果」を挙げるために、事業の現状を分析・評価し、その結果を次の計画へフィードバックしていく、いわゆるPDCAサイクル（P=PLAN・計画→D=DO・実施→C=CHECK・評価→A=ACTION・改善改革）を回しながら、それぞれの事業の質を向上させるとともに、事業の選択と集中を図り、行政資源（ヒト、モノ、カネ）を適正に配分するなど、戦略的な行政経営に取組む必要がある。</p> <p>そのため本市では、平成15年度から事務事業評価、平成19年度から経営方針の策定といった行政評価システムを導入してきた。今後も、これらの行政評価システムが十分に機能するよう取組んでいく。</p>							
実施概要							
<p>以下の行政評価システムを活用し、戦略的な行政経営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価 市の事業について、必要性・効率性・有効性等について評価し、その評価に基づき今後の実施方向性や改善・改革案を検討する。事務事業評価の結果は、予算編成や人員管理の判断基準として活用される。 経営方針の策定 部の経営者である部長は、部内各課の経営方針を踏まえ、部全体の視点から、展望（目指す姿）・使命を明らかにし、部の経営において重要と考えられる具体的な方針を集約、整理し「部の経営方針」を策定する。部の経営方針の中ではその年度に取組む「組織重点目標」が設定され、年度終了後にその取組実績が公表される。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
行政評価システムの運用	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
事務事業評価において「目標を上回る」「目標を概ね達成している」と評価された事業の割合（％）	計画	80以上	80以上	80以上	80以上	80以上	80以上
	実績	82.5	82.3	81.0	81.5	83.1	79.6
効果							
<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価の結果、経営方針及び組織重点目標の取組実績を公表することにより、行政経営の透明性を高めるとともに、予算がどのように使われ、どのような成果を挙げたのか、市民に対する説明責任を果たすことができる。 行政評価システムを活用することにより、事業の質の向上、選択と集中が図られ、市民サービスの向上につながる。 PDCAサイクルを意識し、経営感覚を持って仕事に取組むことにより、職員の意識改革・職員力の向上が図られる。 行政評価システムの活用により行政資源（ヒト、モノ、カネ）の適正配分が行われ、効果的・効率的な行政経営が図られる。 							

令和2年度実績報告

実施内容		
<ul style="list-style-type: none"> 事務事業評価 5月から6月にかけて事務事業評価を実施し、そのうち一般型と維持管理型の595業務については、8月に評価結果を公表した。令和2年度も引続き評価の妥当性や、指標、目標値及び表記が適切かどうかの確認を副課長の役割とし、課組織として課題を共有することができた。 部の経営方針 5月に部の経営方針を策定し、公表した。 		
令和2年度の達成状況		
評価	年度別計画に基づいて、行政評価システムを活用した行政経営を行うことができた。事務事業評価において「目標を上回る」「目標を概ね達成している」と評価された事業の割合は79.6%となり、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度より達成率は低下したものの、市の多くの事業がそれぞれ目標を達成し、順調に遂行されていることが確認できた。	
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	22	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進			イ 事務事業の見直し	
計画名	業務改善運動の実施				課等の名称	行政経営課	
現状・課題							
<p>業務改善運動は、職員の創意・工夫による改善への取組みを推進するとともに、各職場での改善状況を全庁的に情報共有することで、市民本位の良質な行政サービスを提供するため、また、職員の更なる改善意識の向上を図るため平成19年度から実施してきている。また、サービス向上やコスト削減だけでなく、職場のモチベーションの向上を図るため、実施当初から優れた改善事例の内容や効果を広く周知するために成果発表会（OKグランプリ）を開催していた。職場において改善の芽は育ってきたが、一方で「やらされ感」や「負担感」があるのも現実で、自発的な業務改善運動を定着・発展させていく必要がある。</p>							
実施概要							
<p>職員に業務改善の意識が根付くような取組みを実施する。</p> <p>具体的には、課・室単位で年末に業務改善実績報告書を提出することを念頭に、組織ぐるみで業務改善に取り組む。業務改善への意識が高まり、自発的な業務改善運動が発生するようになったら、行政経営課がそれをサポートする体制にシフトする。</p> <p>また、過去の業務改善の好例を全庁的に共有し、業務改善のヒントとすべく、庁内紙「月刊カイゼン」を発行する。これは、行政経営課が毎月部ごとに取材し記事にするものである。庁内のホームページ（業務改善）に記事を蓄積するなどして、当該ページの整備・充実を図る。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
業務改善運動のメリハリのある展開	計画				→		
	実績				→		
月刊カイゼンの発行	計画	→					
	実績	→					
業務改善サポート体制の構築・実施	計画	→			→		
	実績	→			→		
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
月刊カイゼンの発行数	計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	12	12	12	12	11
効果							
<p>すべての職員が改善意識をもって業務にあたることにより、事務の効率化、質の向上などの効果が期待でき、もって市民サービスの向上に資する。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>庁内向けの業務改善運動広報誌「月刊カイゼン」をほぼ毎月発行することができた。</p> <p>業務改善運動については、職員アンケートを実施したところ、職員がマンネリを感じていることや、若手職員の改善意識の低下などの課題があることが分かったため、平成30年度に全面的なリニューアルを図り、若手職員の「身近な問題発見力の向上」を目指した業務改善運動を引き続き推進した。</p> <p>令和2年度は新たな試みとして、民間企業との連携により、一部の部署において業務棚卸による業務内容の可視化や業務フローの作成に取り組んだ。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>年度別計画のとおり、業務改善運動については、若手職員を中心としたプロセス重視の制度にリニューアルし、メリハリのある展開が実現できた。また、月刊カイゼンの発行、民間企業との連携により、職員の業務改善のサポート体制を構築できた。</p>

状態	完了						
計画番号	23	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	防犯灯器具取替工事			課等の名称	防犯交通安全課		
現状・課題							
<p>現在、岡崎市内に設置されている防犯灯の数は、平成26年3月末時点で24,453灯となっており、内訳は、蛍光灯が19,462灯、LED灯が4,991灯となっている。従来から灯具のLED化の推進を行ってきたが、年間800灯程度の取替では、完了までに約24年程度かかってしまうことから、平成25年度に計画を大幅に変更し、平成26年度から平成29年度の4か年でLED化を行う計画とした。</p> <p>短期間でLED化を実現していく事により大きな電気料金・環境負荷の削減を図ることができるため、計画に基づいた取替を行っていかなければならない。</p>							
実施概要							
<p>平成26年度から平成29年度の4か年で、19,462灯の蛍光灯をLED灯に取替をする。 また、取替をすることによって削減ができる電気料金やCO2発生量の数値を把握し、省エネに努める。</p> <p>(注) 台帳に未登録の防犯灯が約700灯あったため、最終的には約20,100灯の蛍光灯をLED灯に取替をする。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	31	32
既存の蛍光灯をLED灯へ取替	計画	→			完了		
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	31	32
LED灯への取替数(灯)	計画	約5,000	約5,000	約5,000	完了		
	実績	6,016	5,807	5,274			
CO2削減量(t)	計画	153.42	249.14	371.67			
	実績	184.10	295.03	419.06			
効果							
<p>既存の防犯灯をLED灯へ取替をすることにより電気料金を大幅に下げることができた。また、取替をした事によりCO2発生量を抑制することができ、環境負荷軽減に努める事ができた。</p>							
財政効果額(千円)		27	28	29	30	31	32
防犯灯整備経費と電気料金の削減額	見込				▲54,000	▲53,000	▲51,000
	実績				▲68,000	▲68,600	▲74,600

状態	進行中							
計画番号	24	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し				
計画名	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援の推進			課等の名称	多様性社会推進課			
現状・課題								
<p>男女共同参画社会を実現していくためには、性別に捉われず個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、働き続けられる環境づくりや女性の能力を發揮できる機会づくりが求められる。</p> <p>また、男女ともに「働きたいときに働くことができる」環境や、仕事とそれ以外の時間の過ごし方が調和した働き方、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方が求められているが、女性の就業継続については、依然として厳しい状況であり、育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にはあるが、第1子出産前有職者のうち約6割が第1子出産を機に離職をしている。</p>								
実施概要								
<p>女性だけが結婚や出産によって仕事が中断してしまうことがないように、子育て期にある男性の家事や育児について、また仕事と介護の両立についての意識啓発を図るための広報活動やスキルアップのための各種講座・講演会等の充実を図るとともに、市民・市民団体、教育に関わる者、事業者のそれぞれの立場から男女共同参画について取組んでいくための情報提供を図る。</p> <p>令和2年度、コンサルタント派遣事業について見直しを行い、企業へのアドバイザー派遣について派遣回数を拡充した。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
第4次男女共同参画基本計画の策定	計画							
	実績							
男女共同参画実績報告書の作成	計画							
	実績							
ワーク・ライフ・バランス推進関連講座等の実施	計画							
	実績							
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
ワーク・ライフ・バランス推進関連講座等の実施回数	計画		1	3	3	3	3	3
	実績		2	3	3	3	4	3
企業へのアドバイザー、コンサルタント派遣回数	計画		—	—	—	22	22	15
	実績		—	—	—	20	23	15
効果								
<p>働き方の改革、男性の子育て・介護等家庭生活への参画の促進、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、働きたい人が性別にかかわらずその能力を發揮することができる社会、ひいては、地域で男女がともに積極的に地域活動やまちづくりに参加し、豊かで住みよい地域づくりに貢献できる。また、家族一人ひとりが性別に関係なく家事や、育児、介護を担い、家族全員が協力し助け合って暮らすことのできる自治体となる。</p>								

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>第4次男女共同参画基本計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進関連講座を実施した。女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進をするため、市内事業所へアドバイザー、コンサルタントの派遣を行った。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	
計画どおり	<p style="text-align:center">B</p> <p>第4次男女共同参画基本計画による施策を実施した。数値目標であるワーク・ライフ・バランス推進関連講座等実施回数及び企業へのアドバイザー、コンサルタント派遣回数については、目標値を達成することができた。</p>







状態	完了						
計画番号	25	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進			イ 事務事業の見直し	
計画名	食育推進体制の見直し			課等の名称	健康増進課		
現状・課題							
<p>平成17年の食育基本法施行を契機として、平成19年に岡崎市食育推進会議を設置し、岡崎市食育推進計画（平成20年度～平成23年度）及び第2次岡崎市食育推進計画（平成24年度～平成28年度）に基づき、食育の推進に取り組んでいる。</p> <p>岡崎市食育推進会議は、市長を会長とし、関係団体等の長を委員とする食育施策の実施推進機関であるにもかかわらず、会議開催にあたっては、委員（28名）の日程調整に困難を伴うため、開催回数に限られ、また、具体的な意見が出にくい雰囲気があり、第3次岡崎市食育推進計画（平成29年度～）の策定にあたり、より具体的な市民意見を活かすことができるよう組織の活性化を図ることが課題となっている。</p>							
実施概要							
<p>食育推進会議現委員の任期満了（平成27年8月23日）に伴う、次期委員任命のタイミングで、より具体的な意見が出やすい機動的な会議（岡崎市食育推進会議条例第5条に基づく専門委員）を設置することにより、協議検討体制の充実を図る。委員の任期は2年であることから、この体制の在り方については、その都度検証し、検討を加え、ニーズに合ったより良い推進組織体制を確保する。</p> <p>第3次岡崎市食育推進計画策定にあたっては、市民意識調査を実施し、国や県が示す上位計画及び健康おかざき21計画（第2次）との整合性に配慮しつつ、新たな推進組織体制のもと、本市の実情にあった計画となるようしっかり検討する。</p> <p>また、食育推進計画の年度ごとの進捗管理についても、新たな推進組織体制を活用し、Plan-Do-Check-Action（PDCA）サイクルの仕組み作りに取り組む。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
食育推進組織の活性化	計画					完了	
	実績						
第3次岡崎市食育推進計画の策定	計画						
	実績						
新たな計画進捗管理方法の導入	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
会議（食育推進会議・同専門委員会）開催回数（回）	計画	2	3	3	完了		
	実績	2	3	3			
効果							
<p>食育推進組織の活性化を図ることにより、市民の視点で食育推進施策の検証がなされ、より具体的な市民の意見が反映され、本市の実情に合わせた食育を推進することができる。</p>							

状態	休止							
計画番号	26	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し				
計画名	おかざき健康マイレージ事業のシステム化			課等の名称	健康増進課			
現状・課題								
<p>平成27年6月に開始した健康マイレージ事業は、健康づくりによるインセンティブを得ることで、健康づくりに関心が薄い層にも運動・栄養等の健康的な生活習慣を定着させる方法として効果が検証されており、平成27年度は2,000人を超える市民が参加した。今後、さらに本来のターゲットである働き世代の参加者を増やすことで市民の健康寿命の延伸につながると推測される。</p> <p>そのためには、働き世代が容易に参加できるしくみ、楽しみながら参加できるしくみや増加する参加者のデータ管理、分析を行うことを目的としたシステムの導入が検討課題となっている。</p>								
実施概要								
<p>健康マイレージ事業のシステム化により、参加者がPC、スマートフォン等で自ら登録したデータや日々の健康記録を利用することで参加者管理を容易にし、事務量を最小限に抑えることで、企業等に参加者の健康づくりに関するデータ分析結果をフィードバックし、地域と職域が連携した健康づくりを実現していく。</p> <p>また、参加者の健康的な生活習慣の継続意欲を引き出せるよう、体重や歩行数、野菜摂取量のグラフ化や参加者内でのランキング付け、歩行数に応じたバーチャルウォーキング等を取り入れるとともに、通知機能を活用して、個々の参加者に合った継続支援を行ったり、健康講座等のイベント情報を必要とする人に直接提供することで、健康マイレージ事業以外の健康づくり事業の充実を図っていく。</p> <p>さらに企業や仲間でのグループ登録やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報拡散を推進し、働き世代の参加者の増加を図っていく。また乙川リバーフロント地区のウォーキングコースの整備に合せ、ウォーキングコース利用を健康づくりの一環としてシステムに組み込むことで、乙川リバーフロント地区を活用した健康づくりを促進する。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
システム導入	計画	—	→			休止		
	実績	—	→					
健康づくりに関するデータ分析結果をフィードバック	計画	—	→					
	実績	—	→					
乙川リバーフロント地区のウォーキングコースのシステムへの組み込み	計画	—	→					
	実績	—	→					
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
健康マイレージ事業参加者数	計画	—	2,000	2,000	休止			
	実績	—	1,746	2,740				
効果								
<p>健康マイレージ事業のシステム化を図り、市民に新たな切り口で健康づくりに興味を持たせることができる。また、市民の健康づくりの取組みをデータ分析することで、健康づくりの実態の見える化を図ることができる。</p>								

状態	進行中							
計画番号	27	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進			イ 事務事業の見直し		
計画名	地域における保健活動の地区担当制の導入			課等の名称	健康増進課			
現状・課題								
<p>生活習慣病対策をはじめとして、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働がますます重要となってきている。地方分権の一層の進展により、地域において保健師が保健活動を行うにあたっては、保健師の果たすべき役割を認識した上で、住民、世帯及び地域の健康課題を主体的に捉えた活動を展開していくことが重要となっており、地域保健関連施策の担い手としての保健師の活動の在り方も大きく変容しつつある。</p> <p>これまでの保健師の保健活動は、住民に対する直接的な保健サービスや福祉サービス等の提供及び総合調整に重点を置いて活動するとともに、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価、総合的な健康施策への積極的な関与を進めてきたが、今後はこれらの活動に加えて、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが必要である。</p> <p>このような現状の中、厚生労働省から「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日付健発0419第1号)において、地域における保健師の保健活動のさらなる推進を図るよう要請されており、本市の縦割りの業務分担及び健康増進課内の業務分担の中でそれぞれの地区担当を設けている現在の体制では、住民、世帯及び地域の健康課題を主体的に捉えた活動の展開が十分にできていないことから、根本的な業務体制の見直しが急務となっている。</p>								
実施概要								
<p>地域における保健師の保健活動を充実するにあたり、保健師の地区担当制の導入を進めるため、健康増進課内の地区活動を行うモデル地区を選定し試行的に実施して検証を行いつつ、令和3年度の全庁的な福祉総合相談体制の構築に合わせて、方針を決定していく。</p>								
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2	
モデル地区を選定し試行・課題の洗い出し・よりよい体制の検討	計画	—	→				→	→
	実績	—	→				→	休止
保健師等専門職の全庁的業務調整	計画	—	→				→	→
	実績	—	→				→	休止
人材育成研修の実施	計画	—	→				→	→
	実績	—	→				→	休止
数値目標		27	28	29	30	R1	R2	
モデル試行地区（中学校区）	計画	—	1	5	4	2	2	
	実績	—	0	2	2	2	0	
効果								
<ul style="list-style-type: none"> 縦割りの業務分担では、市民が「どこに」「どのように」相談していいのかわからなかった点が解消できる。 日常的な保健活動をとおり、求めが無いところも入り込んでいける機能は保健師固有のものであり、予防的介入が可能となる。 災害時の安否確認や保健活動に有効な情報を持ち、初動判断も的確となり、被災の軽減につながる。 地区活動をとおり、関係者・住民との協働により、地域の解決力を高めることができる。 健康課題の解決や健康水準の改善が地域ぐるみで推進でき、医療費の抑制につながる。 								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>昨年度に引き続き2中学校区（モデル試行地区）において、課内他係の一部業務に横断的に取り組む地区活動を実施する。地区活動の実施に必要なスキルアップ等を含め、人材育成研修（R2年度はラダーの設定）を実施する。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	<p>地区活動に関しては、新型コロナウイルス感染症対応に交代で従事したため、地区を担当する職員が変わることが多く、令和2年度はモデル地区における横断的な取り組みを実施することができなかった。</p> <p>また、人材育成については、育成担当者が確保できず研修等は次年度に延期したため達成できていない。</p>	
大幅に計画を下回る	D	

状態	進行中						
計画番号	27-1	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進			イ 事務事業の見直し	
計画名	児童育成センター運営の見直し			課等の名称	こども育成課		
現状・課題							
<p>児童育成センターについては、これまでも施設整備を進め、全体の箇所数は現在、48箇所になる。これら施設の維持管理とともに、運営も直営で行っているため、施設に配置する支援員は、非常勤特別職の嘱託員として採用し、その確保に努めている。平成31年4月現在、114人の支援員を確保しているが、実際に運営をするに当たっては、配置基準に基づき、さらに多くの臨時職員を確保する必要があり、通年で100人程度、更に長期休暇では延べ500人ほどを確保し、年間で実に700人近い支援員等がセンターの運営に携わることで、何とか運営を維持しているのが現状である。</p> <p>こうした支援員等の確保策や運営のための配置、また700人近い職員の労務管理や勤怠管理は、多くの時間を費やし業務負担が非常に大きいものとなっている。</p> <p>また、令和2年度からは新たに会計年度任用職員制度へ移行することを見据え、児童育成センターの運営方法を見直し、民間委託を検討する必要がある。</p>							
実施概要							
<ul style="list-style-type: none"> • 他市の事例を参考に、業務仕様書を作成し、指名型プロポーザルにより委託業者を選定する。 • 支援員に対する説明を行い、委託先へ円滑に移行できるよう調整する。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
委託業者の選定	計画	—	—	—	—		
	実績	—	—	—	—		
委託業者による運営	計画	—	—	—	—		
	実績	—	—	—	—		
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
委託する児童育成センター数（箇所）	計画	—	—	—	—	0	48
	実績	—	—	—	—	0	46
効果							
<p>児童育成センターの運営を民間へ委託することで、支援員の勤務体制を柔軟に対応することができ、支援員の安定的な確保を図ることができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>前年度まで直営で実施していた運営業務について、令和2年4月から業務委託に移行した。年度当初より、新型コロナウイルスへの対応等の不測の事態に直面したものの、全体としては直営から委託に円滑に移行することができ、良好な運営を実施できた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	<p>計画では、市内全48箇所の児童育成センターの運営について、業務委託する予定であったが、検討の結果、小学校内に設置された2箇所については初年度からの委託を見合わせる事となり、46箇所でのスタートとなった。</p> <p>なお、令和3年度以降については、全てのセンターで運営業務の委託を実施する予定である。</p>	
計画どおり	B	

状態	進行中							
計画番号	28	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し				
計画名	地球温暖化対策補助の実施		課等の名称	環境政策課				
現状・課題								
<p>地球温暖化の進行により、豪雨や巨大台風などの異常気象、熱中症や熱帯性の感染症の増加など、私たちの生活に影響を与え始めており、今後さらに深刻な状況が予測されている。この地球温暖化は人類の生活に伴う温室効果ガスが原因とされており、早急な対策が求められている。</p> <p>本市では、平成15年度から低燃費車、平成16年度から太陽光発電に対する補助などを実施している。太陽光発電については補助金の効果もあり7,000世帯を超える家庭で設置されてきているが、依然、家庭や運輸からの温室効果ガスの排出量は増加したままであり、さらなる温暖化対策が必要とされている。</p>								
実施概要								
<p>東日本大震災以降、自然エネルギーの利用や省エネは温暖化対策のみでなく、防災、エネルギー施策として自治体の施策においてもその重要性が増してきている。単に家庭や運輸からの温室効果ガスの排出抑制だけでなく、防災や地域のエネルギーの有効利用も考慮に入れながら、温暖化対策の充実を図るものである。</p> <p>そのため、新エネルギー設備等購入費補助金の対象を見直し、太陽光発電システム、家庭用燃料電池の補助に加え、H27年度からリチウムイオン蓄電池、HEMS（家庭の電力使用状況を可視化し、節電をサポートする管理システム）の設置や、FCV（燃料電池自動車）、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）といった次世代自動車購入への補助を実施し、温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの有効利用を進め、低炭素社会の実現を目指す。なお、H31年度を目途に、太陽光発電、蓄電池、HEMS、高断熱化などを含めたスマートハウスに対する補助への変更を検討する。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
次世代自動車（FCV,EV,PHV）購入補助	計画	→						
	実績	→						
太陽光発電、家庭用燃料電池補助の継続・改善	計画	→						
	実績	→						
蓄電池、HEMSなどエネルギー有効利用設備設置の補助実施	計画	→						
	実績	→						
新補助制度（スマートハウスなど）の実施	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
住宅用設備補助によるCO2削減効果（t-CO2/年）	計画	2,200	1,900	1,200	1,500	1,200	1,200	
	実績	1,987	1,958	1,620	1,456	1,527	1,581	
次世代自動車購入費補助件数（件）	計画	125	130	170	150	150	150	
	実績	242	127	172	160	178	151	
効果								
<p>補助制度の拡充により、太陽光発電、蓄電池、次世代自動車などの普及拡大が促進される。家庭や運輸からの温室効果ガスの排出抑制が進み、地球温暖化の防止が図られることにより、異常気象や感染症などによる被害の軽減が図られる。</p> <p>また、自然エネルギーと蓄電池、HEMS、次世代自動車を組み合わせることにより、災害時においてもエネルギー利用が可能になるなど家庭の防災力の強化や、エネルギーの利用の効率化につながる。</p>								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>西三河首長誓約推進協議会の構成市との情報交換を行うなどスマートハウスに対する補助について検討し、平成31年度から新たにZEHを補助対象とした。また、太陽光発電設備の補助単価が上乘せとなる一体的導入設備について、蓄電池の他に電気自動車等充電設備及び断熱窓を加えることにより、更なるスマートハウス化への誘導を行った。</p> <p>次世代自動車購入費補助（FCV、EV、PHV）についても引き続き実施した。</p> <p>※ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：発電や省エネにより年間エネルギー収支ゼロを目指す住宅</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	太陽光発電の固定価格買取制度の10年が終了する時期を迎える家庭が出始めたことなどから、電気の自家消費や災害時の電力確保を目的とした蓄電池、家庭用燃料電池などの設置が促進された。さらに、ZEHの設置件数が当初見込みを上回るなどにより、計画以上のCO2削減効果となった。また、自動車については、燃料価格の高騰、災害時や平時における車両からの電力供給などのメリットが浸透してきたことにより、目標件数を上回ることができた。	
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	29	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	水環境創造プランの推進		課等の名称	環境政策課			
現状・課題							
<p>平成18年1月1日に岡崎市と旧額田町が合併し、乙川の上流域と下流域が、全て岡崎市に含まれることとなった。平成20年3月に策定した水環境創造プラン（以下「プラン」という。）は、この合併を機に行政・市民、学識経験者などで意見を出し合い、環境・治水・利水の面から岡崎市の水環境を総合的に見て、将来の望ましい水環境のあり方とそれを実現するための取組をまとめたものである。</p> <p>プランは、岡崎市水を守り育む条例（以下「条例」という。）第7条に水循環総合計画として規定するもので、同条で「おおむね6年ごとに見直し、変更するものとする」としており、平成25年度に見直しを終了した。</p> <p>平成27年度にプランに基づく水量に関する重点施策について、条例第14条に規定されている岡崎市水循環推進協議会に諮問され、平成28年度に答申が出されたことで、今後は答申に基づく施策の推進を図っていく必要があり、見直しにおいて計画に反映していく。</p>							
実施概要							
<p>毎年度、関係する各課が水環境創造プランの重点施策を実施し、翌年度にその進捗状況の報告を受け、学識経験者、関係団体、市民で構成する水循環推進協議会を開催し、重点施策の進捗管理を行う。また、水循環推進協議会では部会を設けることができ、水循環に関する専門的な調査又は検討を行う。</p> <p>見直し期においては、庁内に水環境創造プランに関係する各課の担当者で構成する水循環検討プロジェクトチームを立ち上げ、庁内横断的に施策の素案を検討する。その素案をもとに、水環境推進協議会において審議し、重点施策の見直しを行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
重点施策の実施・管理	計画	→					
	実績	→					
水環境創造プランの見直し	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		水環境創造プランとして数値目標は設定できない。（各重点施策によって数値目標が設定できる事業とできない事業があるため。）					
効果							
<ul style="list-style-type: none"> ・水量について 【計画目標】 現況程度の河川流量（平常時の平均流量）の維持 ・水質について 【計画目標】 川の中で遊ぶことができる水質の確保（※乙川上流ブロックは別目標）川の中で泳ぐことができる水質の確保 ・災害（洪水・濁水）について 【計画目標】 浸水被害の解消・消防水利の確保、濁水や震災時などの生活用水の確保 ・水辺環境について 【計画目標】 自然にホタルが飛び、在来種が繁殖する、親しみやすい水辺の創出 ・水との関わりについて 【計画目標】 水に関する市民活動やイベントの活性化 							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>11月、2月に水循環推進協議会を開催し、水環境創造プランの各重点施策の進捗管理が行われた。また、「水との関わり」の項目における改定の検討を行うとともに、新たに「気候変動対策」についてプランに記載するかの検討も実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	協議会2回の開催や国からの情報収集等の支援を受け、当初の予定のとおり水環境創造プランの改定について検討を進めることができた。

状態	進行中						
計画番号	30	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	ごみ減量化及びリサイクルの推進と適正処理			課等の名称	ごみ対策課		
現状・課題							
<p>これまで本市では、家庭系ごみの減量施策として、粗大ごみの有料戸別収集、3分別の収集開始、小型家電の回収などを実施しており、事業系ごみの減量施策として、古紙類の搬入規制を行い、現在も継続して行っているところである。</p> <p>近年、本市においてごみ排出量はほぼ横ばいを示しており、さらなる減量化に向け、ごみの発生・排出抑制を図っていく必要がある。また、ごみ質分析結果から、可燃ごみには約3割、不燃ごみには約1割の資源物の混入が見られ、資源物の分別徹底を図るとともに、現状ごみとなっているものの新たな資源化について検討する必要がある。</p>							
実施概要							
ごみ減量・リサイクルの周知徹底を実施することにより、ごみ削減・資源化率の向上を図り、市民一人当たりのごみ排出量（平成28年度の計画値：871.3g）及びごみ処理経費を抑制する。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
地元説明会	計画	→					
	実績	→					
環境教育	計画	→					
	実績	→					
基本計画の改定	計画				→	→	→
	実績				→	→	→
新たにごみ減量施策の検討	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
一人あたりの処理しなければならないごみ【g/日】	計画	872.0	871.3	867.9	863.4	857.6	853.0
	実績	864.3	853.6	846.6	854.3	877.7	未定
効果							
ごみ減量・リサイクルの周知徹底を実施することにより、ごみ削減・資源化率の向上が図られ、市民一人当たりのごみ排出量が抑えられることによって、ごみ処理経費を抑えることができる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
ごみ減量化に伴う処理経費の削減	見込	▲ 18,553	▲ 37,106	▲ 55,659	▲ 74,212	▲ 92,765	▲ 111,318
	実績	▲ 1,021	▲ 9,638	0	0	0	未定

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>平成26年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間目標年度に当たり、ごみ処理基本計画の改定を行った。また、ごみ減量・リサイクルの周知徹底を図るために地元説明会や出前講座を実施するとともに、環境教育として幼稚園や小学校に出向き、エコプロジェクト、環境教室を実施した。また、新たにごみ減量施策として、稲熊拠点回収所を令和2年11月から総合資源ステーション「りすた稲熊」として、すべての資源物を毎日回収できる拠点とし、リニューアルオープンした。また、資源回収品目の古着に毛布、シーツ、タオルを追加回収することとした。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	
計画どおり	B
<p>地域住民の集会に出向き、ごみと資源の適切な分別について説明したほか、環境教育の開催を積極的に働きかけ、園児や児童に対して分別の重要性、リサイクルの仕組み等について伝えることができた。数値目標である一人当たりの処理しなければならないごみの量は大きな増減がないと見込まれる。</p>	

状態	完了						
計画番号	32	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	みちづくりプランの策定・活用			課等の名称	道路建設課		
現状・課題							
<p>都市計画道路は、道路整備プログラムにより道路網の必要性による優先順位により整備を進めているが、一般市道の道路整備等の事業は、具体的な基本方針がなく、アウトカム指標・目標値も設定されていないため、各事業ごとの重要性、優先度等を評価し、計画的な整備を実施することは困難である。</p> <p>今後、財政状況も厳しい中、維持管理も含めた道路事業に対して、市民への説明責任も必要なことから、基本方針によるアウトカム指標や目標値を設定し、その評価に基づく事業計画を策定することが必要である。</p>							
実施概要							
<p>上位計画（岡崎市総合計画・都市計画マスタープラン等）を基本とし、道路整備について基本方針や指標・目標値を定め、道路の必要性・整備効果などを検証するために「みちづくりプラン」を平成26年度に策定し、路線ごとに評価して重要度の高い路線を優先的に実施していく。また、財源の確保として、「みちづくりプラン」に基づいた「地域再生計画」を策定し、地域再生基盤強化交付金の確保も進めている。今後は、この2つの計画である「みちづくりプラン」と「地域再生計画」に基づき、道路事業の進捗を図っていく予定である。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
みちづくりプランの実施	計画	完了					
	実績						
地域再生計画（交付金事業）の実施	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
市民病院への所要時間の短縮 （H26:平均37分→H32:平均34分）	計画	完了					
	実績						
効果							
<p>「みちづくりプラン」の評価基準に基づき計画的な道路整備を実施することにより、市内の渋滞緩和、交通の円滑化、人身事故の減少等、日常生活における安全で快適な移動社会が実現できる。</p>							

状態	進行中						
計画番号	33	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	高額所得者の明渡し請求事務の強化			課等の名称	住宅計画課		
現状・課題							
<p>市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給することを目的として整備及び管理をしている。従前から高額所得者への退去指導を行い、成果を挙げてきたが、公営住宅法施行令に定める高額の収入基準が改正され、平成26年4月から適用となったことで、高額所得者が大幅に増加した。今後の対象人数も、従前より多く推移すると考えられるため、対応が必要となっている。</p> <p>また、明渡し請求しても、これに応じない入居者がいる場合、「高額所得者の明渡し訴訟の提起」あるいは「強制執行」を行わなければならない。</p> <p>※高額所得者：「市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、最近2年間引き続き一定額を超える高額の収入がある者」で、明渡し請求があった場合は「速やかに明け渡さなければならない」とされている。</p>							
実施概要							
<p>高額所得者に対して、「高額所得者としての認定通知」後、期限を定めて「明渡し請求」を行い、応じない場合は「明渡し訴訟」、これにも応じない場合は「強制執行」を行う。</p> <p>また、「高額所得者明渡し請求に関する要綱」、「明渡し期限の延長に関する基準」、「高額所得者に対するフロー」の所要の見直しを行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
高額所得者への明渡し請求	計画	→					
	実績	→					
高額所得者への明渡し訴訟の提起	計画	→					
	実績	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし
高額所得者への明渡し強制執行	計画	→					
	実績	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし	該当案件なし
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		<p>高額所得者に該当するかどうかは、直近2年間の収入により判明するものであり、その人数を事前に把握することはできない。また人数の多い少ないに関わらず、自主退去あるいは明渡し訴訟等により最終的に該当者はゼロになることから、高額所得者の人数や退去率等は数値目標になじまない。</p>					
効果							
<p>高額所得者の市営住宅からの退去により「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給する」という本来の目的に資することができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>令和2年度の高額所得者6名に対して、明渡し計画を提出するよう文書にて指導した。また、明渡し計画による自主退去をしなかった者に対し、内容証明郵便により明渡し請求を行った。令和元年度の高額所得者は全員自主退去しているため、訴訟対象者及び強制執行対象者は該当がなかった。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>令和2年度の高額所得者6名に対して、明渡し計画を提出するよう文書にて指導したところ、3名が計画により自主退去した。その他の3名に対して、令和3年3月31日を期限として退去するよう、内容証明郵便により明渡し請求を行ったところ、1名が自主退去し、1名は令和3年4月30日に自主退去予定、1名は承継に伴う収入認定により高額所得者ではなくなった。</p>
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	34	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	退院支援業務の充実			課等の名称	市民病院地域医療連携室		
現状・課題							
<p>昨今、院内完結型医療から地域連携型医療への流れの中で、医療機能分化による地域医療連携の必要性が高まっている。医療機能分化を推進していくために次の3つを並行して進めていく必要がある。</p> <p>①当院のような急性期病院とリハビリを実施する病院や開業医など他の医療機関との間で共通のクリニカルパスを共同作成し、患者の病態に応じて枠組みを超えた形で一貫した治療・リハビリを行う地域連携パスを作成・実施すること</p> <p>②退院支援を必要とする患者さんに対して入院後早期から介入してケアマネジャーなどの支援者と連携を図り、スムーズに退院できるよう調整を図ること</p> <p>③退院後に在宅医療が必要となる患者さんに関して在宅医療に関わる医療・介護関係者が集まって支援の仕方を協議する退院前カンファレンスを実施すること</p> <p>今後も引き続き地域連携パス、退院支援、及び退院前カンファレンスを実施することにより急性期病院の役割を十分発揮できるようにする。</p> <p>※急性期病院：急性疾患や慢性疾患の急性増悪などで緊急・重症にある患者に対して入院・手術・検査など高度で専門的な医療を提供する病院</p>							
実施概要							
<p>入院後早期から退院支援を必要とする患者に介入して家族やケアマネジャーなどの支援者と連携して退院後・転院先について検討していく。また退院後に在宅医療が必要な患者については退院前カンファレンスを実施する。これらの退院・転院調整をスムーズに行うために、大腿骨頸部骨折・脳卒中を中心にして他の疾病（がん、腎不全、糖尿病等）についても地域の医療機関と連携し共通の地域連携パスを作成し運用していく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
地域連携パスの作成・運用	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
地域連携パス運用件数（件）	計画	500	500	500	650	650	650
	実績	843	711	926	971	1,043	1004
退院支援件数（件）	計画	—	—	—	3,000	3,000	3,000
	実績	—	—	—	3,303	3,387	3,078
退院前カンファレンス実施件数（件）	計画	—	—	—	100	100	100
	実績	—	—	—	162	157	121
効果							
<p>この計画に取り組むことにより、患者にとっては市民病院を退院した後の療養環境に安心して移行していただけるようになり、また市民病院としては平均在院日数の短縮を図り、急性期病院としての役割を十分に果たすことができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容	
地域連携パスの運用などによる退院支援を行うことで適切な病床管理を推進し、平均在院日数の短縮を図る。	
令和2年度の達成状況	
評価	年度別計画のとおり、当院と地域の医療機関が協働して地域連携パスを運用した。岡崎医療センターの開院やコロナ感染患者受け入れによる病床編成があり、退院調整者による退院支援の件数、地域連携パスによる転院件数は昨年より下回った。しかし外来パスの運用や1月より病棟と協力して退院支援を行なうことで、件数の達成はできた。退院前カンファレンスの件数は、コロナにより対面によるカンファレンスが前半で行えなかったが、リモートによるカンファレンスを取り入れたことで、目標値は達成できた。平均在院日数は昨年度と同様となり短縮にはつながらなかった。
計画どおり	B

状態	休止						
計画番号	35	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	老朽塩化ビニル管の更新			課等の名称	水道工事課		
現状・課題							
老朽管路の更新については、現在、老朽铸铁管の更新を平成29年度完了目標に行っている。今後は、漏水事故に伴う断水や濁り水などで、水道利用者に迷惑を掛けている老朽塩化ビニル管について、早急に、漏水事故率が低く耐震性を兼ね備えた管種への布設替えが課題となっている。							
実施概要							
市内に埋設されている塩化ビニル管について、口径、布設年度別に抽出を行い、過去の漏水事故経歴を加味して更新の優先順位付けを行い、布設替えの年次計画の策定を行う。 布設替えの年次計画に基づいた事業費の算定を行い、予算を十分確保することで円滑に更新事業を推進する。 更新計画は、単に既設管と同口径で布設替えを行うのではなく、今後の社会環境の変化を踏まえた管路の統廃合や縮径なども考慮した計画を行っていく。合わせて、災害への備えを強化するため、耐震機能を有した管路に更新する計画を行う。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
年次計画策定 (口径75mm～口径150mm)	計画	→			休止		
	実績	→					
事前調査及び設計図書作成 (口径75mm～口径150mm)	計画	→	→	→			
	実績	→	→	→			
更新工事実施 (口径75mm～口径150mm)	計画		→	→			
	実績		→	→			
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
塩化ビニル管更新率 (口径75mm～口径150mm) (%)	計画		5	24	休止		
	実績		3.4	8.5			
効果							
漏水事故を減らすことにより、漏水事故に伴う被害の減少と修繕工事に伴う事業費の削減が期待できるうえに、水道水の安定供給を一層高めることができる。							
財政効果額(千円)		27	28	29	30	R1	R2
漏水修繕費用の削減	見込		▲ 345	▲ 1202	▲ 1202	▲ 1202	▲ 632
	実績		▲ 219	▲ 334	▲ 511	▲ 438	▲ 632

状態	完了						
計画番号	36	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	イ 事務事業の見直し			
計画名	学校適正規模検討業務の推進			課等の名称	教育委員会事務局総務課		
現状・課題							
<p>国の基準では、小・中学校の学級数について「12学級から18学級」の学校規模が標準とされている。学校規模が児童・生徒に与えるデメリットとしては、小規模校においては、コミュニケーション能力が育ちにくいこと、大規模校では、きめ細かな指導が難しいことなどが指摘されているが、反面、メリットについてもそれぞれ挙げられている。</p> <p>岡崎市においても市立小中学校の学校規模は多様であり、良質な教育環境の維持向上を図るため、学校規模により生じる問題について検討する必要がある。</p>							
実施概要							
<p>平成25・26年度に学識経験者、学校関係者及び地域・保護者代表者等で構成された「岡崎市学校適正規模検討委員会」を設置した。検討委員会では、単に学級数といったハード面のみで学校規模における問題を検討するのではなく、歴史的・地理的な面や保護者、教職員、地域住民といった幅広く多角的な視野で適正な学校規模について検討した。</p> <p>検討委員会では、市立小中学校の学校規模について教育環境における著しい格差はないとしつつも「学校規模の適正化」については、財政的な合理化のみに特化して判断するべきものではなく、また学校が単に教育施設という機能だけでなく歴史的に見ても地域コミュニティの核としての役割も大きく関わることから、学校、保護者、それを取り巻く地域住民からの要望や意見にも耳を傾けることは重要であり、岡崎市としての将来像を見据えた総合的な方針についても考え合わせ検討していくこととした。</p> <p>今後、市立小中学校の教育環境における個々の課題を整理しながら、教育委員会会議において協議・調整を行っていく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
教育委員会会議による検討	計画	完了					
	実績						
教育に関する大綱への提言	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		教育委員会会議については、個々の課題に応じた議論を展開する必要がある。また、大綱の策定については、市長の権限であり、かつ、中長期にわたる計画であることから、提言の時期の確定は困難であるため。					
効果							
教育委員会が教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について、地域を取り巻く環境の変化に応じて、協議・調整することにより、教育政策の方向性を示し、市長が策定する大綱に反映することが可能になる。							

ウ 簡素かつ効率的な行政の推進

状態	進行中						
計画番号	37	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進				ウ 簡素かつ効率的な行政の推進
計画名	清掃事業の委託化推進				課等の名称	ごみ対策課	
現状・課題							
<p>本市では、中央クリーンセンターでごみの処理（焼却、埋立）、八帖クリーンセンターでごみの処理（焼却）・し尿処理、リサイクルプラザでごみの収集・処理（破碎・資源選別）の業務を行っている。</p> <p>ごみの収集について、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物（空き缶・空きびん）・発火性危険ごみ・有害ごみについては直営収集（額田地域については委託収集）により、資源物（紙製容器包装、プラスチック製容器包装、ペットボトル）については委託収集を行っている。</p> <p>ごみ処理については、焼却施設3炉のうち平成23年度から稼働している中央クリーンセンターの2炉について委託化を行っている。なお、し尿収集業務については許可制としている。今後はごみの収集運搬業務の委託化について検討する必要がある。</p>							
実施概要							
ごみ収集運搬業務の委託化については、可燃ごみ収集を市民サービスの低下を招かないように収集計画を確立するとともに、安心して委託できる業者の教育等を平行して進め、実施を図っていく。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
ごみ収集運搬業務委託実施計画の策定	計画	→					
	実績	→	完了				
ごみ収集運搬業務委託化の推進	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		平成26年度10月から実施した可燃ごみ収集は試行であり、今後の実施状況、実施団体との協議によって委託化を行う業務量が不明確であるため。					
効果							
ごみ収集運搬業務に支障を生じない範囲で収集運搬業務の経費削減を図ることができるとともに、早期収集に寄与できる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
平成26～29年度にかけて段階的に可燃ごみ収集運搬業務の委託化を行い、平成30年度は直営と委託の範囲を見直した。また、令和元年度にはごみステーション数や高齢者等を対象としたさわやか収集の件数増加に対応するため、委託業務の範囲を拡大した。令和2年度は計画どおり実施することができた。		
令和2年度の達成状況		
評価		委託区域において、支障なく収集運搬業務を実施することができた。
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	38	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ウ 簡素かつ効率的な行政の推進			
計画名	指定管理者制度の推進		課等の名称	行政経営課			
現状・課題							
<p>平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができるようになり、岡崎市では平成18年度から制度を導入している。</p> <p>「指定管理者制度導入に関する方針」や指定管理者制度移行等実施計画等を定め、制度導入が望ましい施設については導入、制度導入施設については次期指定管理期間の指定管理者選定を順次実施し、平成29年4月1日現在、制度導入施設数は162となっている。制度導入施設のサービス水準の確保や安全性・継続性を確保するため、「指定管理業務評価、モニタリングに関するガイドライン」を策定し、PDCAのマネジメントサイクルを確立し、業務改善の仕組みを整えている。更なるサービス向上を目指すには、次の課題があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度のモニタリングは、年度末の業務報告書により計画どおり行われたかをチェックをしている。しかし、市と指定管理者が協力して施設の運営にあたり、施設の状況を的確に把握して、施設自体の見直し等を考えるためには、定期的なモニタリングを効果的に行うよう体制を整える必要がある。 ・業務改善を行うには、客観的なモニタリングを行い、適正な評価を行うことが大切である。指定管理者自らが行う業務評価や市職員が行うモニタリング・評価がより適正となるように、指定管理者公募施設を対象に、第三者による評価に対する検証を行っているが、対象施設を見直すとともに評価の指針を整える必要がある。 ・多くの制度導入施設が令和3年度から次期指定管理期間となるが、その時節に応じた施設方針を見直す必要がある。 ・民間のノウハウを活かした管理が図られるように、行政サービス水準を確保した上で、効率的及び効果的な管理に資する提案を求めやすい募集を推進する必要がある。 							
実施概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングのマニュアルに従い、事業計画書に沿った定期的な施設運営の打ち合わせ、現場の情報の聴取が行われるよう周知徹底する。 ・第三者による評価に対する検証を行う対象施設を非公募施設に拡大し、評価の客観性・透明性を高めるとともに、対象施設毎の重点的な評価項目を明らかにして検証することで、業務改善を積極的に進める。 ・次期募集期間（令和2年度）前に、施設所管課と連携し積極的に施設運営を行える最適な指定管理者が指定を受けられるよう、社会情勢、実例を検証した上で必要があれば方針を見直す。 ・制度導入施設について、ヒアリング・調査を行い、指定管理者が行っている業務状況や施設目標から、指定管理者に要求する業務の水準を必要に応じて見直す。制度未導入施設についても、施設の設定目的、運営状況から指定管理者制度で運営するのが適当だと認められた施設については、担当課に個別に支援を行い、積極的に指定管理者制度を導入していく。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
モニタリングの実施	計画	→					
	実績	→					
第三者による評価に対する検証	計画	→					
	実績	→					
導入方針等の見直し	計画	→					
	実績	→					
制度導入の可能性調査、制度導入支援	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
第三者による評価に対する検証を行う施設数	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	5	6	5	4	5	1
効果							
公共施設の設置目的を達成するべく、利用者ニーズを把握し、サービスの質の向上に努め、市民満足度を向上させる。							

令和2年度実績報告

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策として、第三者評価委員会は対象施設を絞っての実施としたが、モニタリングのマニュアルに従い、業務のモニタリング、評価、第三者評価がスムーズに行われた。 ・指定管理者制度未導入施設のうち、導入の可能性のあるものについて、施設所管課と導入検討を行った。 	
令和2年度の達成状況	
評価	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、第三者評価委員会は対象施設を絞っての実施としたが、モニタリングや次期指定管理者指定業務等は概ね計画どおり円滑に事務を執り進めることができた。</p>
計画を下回る	

状態	変更						
計画番号	39	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ウ 簡素かつ効率的な行政の推進			
計画名	公民連携の推進		課等の名称	企画課			
現状・課題							
<p>本市はこれまで、民間企業等の技術・ノウハウを活かした「業務委託」「指定管理者制度」「PFI」など、様々な手法の導入により、公共サービスの効率的な提供に努めてきた。加えて、公共施設の老朽化や超高齢社会の到来による行政経費の増大が課題となる中、さらなる効率化が求められている。一方、行政には、引き続き市民満足度の向上に資する施策と成果が求められることから、これまで以上に生産性の高い、経営の視点を重視した行政運営（＝都市経営）が鍵となる。</p> <p>こうした認識の下、行政が市民・企業・NPO等の多様な都市経営の担い手と対等な立場によるパートナーシップを形成し、あらゆる公共領域（施設・エリア・空間・分野等）から公共福祉のさらなる増進に資する新たな価値・サービス・ライフスタイル等を生み出すために、「公民連携（PPP）」の取り組みを本市のまちづくりの柱の一つとして確立させる必要がある。</p> <p>※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法：公共サービスの提供に際して、地方公共団体が直接施設整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備、維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法</p> <p>※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組み</p>							
実施概要							
<p>公民連携の活用又は推進のための多様な取り組みを支援し、連携主体の良好な関係構築に貢献する。行政の課題を民間等と共有し、情報や意見を交換する仕組みの構築に向けて、民間との関係づくりに努める。庁内に公民連携の推進を周知し、職員に公民連携の取り組みを考える機会を提供する。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
公民連携関連の情報提供	計画	→					
	実績	→					
サウンディング形式調査の実施・支援	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
公民連携情報の提供回数（回）	計画	6	6	6	6	6	6
	実績	6	19	6	6	6	6
フォーラム・セミナー等の開催回数（回）	計画	—	—	—	—	3	3
	実績	—	—	—	—	3	3
効果							
<p>民間活力の活用により、財政支出の削減や平準化を図りつつ、質の高い公共サービスの提供が期待できる。公民連携を通じて、公共施策の成果を求める仕事ができるようになるなど、職員の意識改革が期待できる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>民間事業者との連携協定に基づき、公民連携によるQURUWAエリアのまちづくりを実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>NTT西日本との連携協定に基づき、QURUWAエリア内にある同社ビルの利活用事業を行い、市民の暮らしの質の向上に資する民間事業者の誘致を行った。</p>

状態	進行中							
計画番号	40	体系	(2)成果を重視した行政経営の推進	ウ 簡素かつ効率的な行政の推進				
計画名	外郭団体の見直し			課等の名称	行政経営課			
現状・課題								
<p>本市では、市の出資比率が25%以上の団体を外郭団体と定めており、現在5団体が該当する。 外郭団体は市と連携しながら多様な市民サービスを展開しているが、社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応するため、常に外郭団体の必要性やその役割、財政的・人的支援のあり方や経営の健全化に向けた取組みについて、検討していく必要がある。</p>								
実施概要								
<ul style="list-style-type: none"> 各団体の所管課と連携し、外郭団体に対する課題の共有化を図り、適正な運営及び活性化の手法などの検討を行い、外郭団体の見直しを進める。 各団体の経営状況等を取りまとめて公表し、定期的に評価をするなど健全な運営に向けた取組みを継続的に進める。 外郭団体の経営状況の把握やこれに応じた市職員の派遣の見直しを行っていく。 市職員のみで運営している岡崎市土地開発公社については、先行取得の代替え措置などを調査研究し、今後のあり方について検討する。 								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
外郭団体のあり方検討	計画	→						
	実績	→						
経営の状況等の把握・定期的な評価	計画	→						
	実績	→						
市職員の派遣の見直し	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
経営状況等の評価団体数（団体）	計画		5	5	5	5	5	5
	実績		5	5	5	5	5	5
効果								
<p>職員の派遣を見直しすることで、外郭団体の自立運営に移行していく。 外郭団体の経営状況等の把握、監査、定期的な評価を実施することで、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失などを予防し、外郭団体の経営健全化に取り組むことができる。</p>								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>前年度に引き続き、各外郭団体の財務状況を集約し一覧性を持たせた「経営状況の概要」を作成し公開した。「経営状況の概要」の作成を通して、各団体の経営状況や職員派遣の状況を評価したところ、現状において財政面や職員派遣の面で市が特に大きなリスクや課題を抱えている団体は見受けられなかった。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		年度別計画に基づいて、各団体の経営状況等を把握・評価することができた。
計画どおり	B	

3 効率的な執行体制と職員力の向上

ア 組織の効率化

状態	進行中						
計画番号	41	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上				ア 組織の効率化
計画名	行政課題に即した組織の見直し				課等の名称	人事課	
現状・課題							
社会経済情勢の変化に対応し、市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開するとともに、市民にわかりやすく、より効率的な組織運営の実現を目指して毎年度組織の見直しを行う必要がある。							
実施概要							
財政状況を見極めつつ、市に課せられた喫緊の重点課題を踏まえ、職員数に応じた適正な組織規模を検討しながら、簡素かつ効率的な行政運営を目指した組織の見直しを行う。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
簡素かつ効率的な組織の見直し	計画	—————▶					
	実績	—————▶					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		社会経済情勢の変化に対応できる組織を整備することが目標であり、数値で設定することが困難であるため。					
効果							
社会経済情勢の変化にいち早く対応した組織改正を行うことにより、市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開可能となり、より効率的な組織運営の実現が可能となる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>組織改正では、庁舎の整備・管理体制の強化に関する組織の構築、福祉総合相談窓口を円滑に開始するための組織の構築、発達に心配のある子どもへの支援体制の充実を図る組織の構築、社会基盤インフラの老朽化対策の強化と施設の一元管理による効率化を図る組織の構築、災害に強いまちづくりの推進を図る組織の構築及び上下水道局の体制を強化する組織の構築などを行った。</p> <p>また、年度途中においても、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく特別定額給付金の、迅速かつ的確な給付ができる体制を確保するための組織の構築などを柔軟に行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		行政を取り巻く環境の目まぐるしい変化や、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、着実に成果をあげることを目的に、限られた行政資源を最大限に活用し、簡素で効率的な行政運営を実現する組織を構築した。
計画どおり	B	

イ 定員管理の適正化

状態	進行中						
計画番号	42	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上		イ 定員管理の適正化		
計画名	定員適正化計画の推進			課等の名称	人事課		
現状・課題							
<p>平成26年度から4年間を計画期間とする第5次定員適正化計画では、第3次計画中の職員削減、第4次計画中の団塊世代の退職に伴い、行政職の職員数は他の中核市と比較して少ない状況となった。しかし、技能業務職は依然として非常に多い状況であるため、全体の職員数の維持を図りつつ、職種間における適正な人員配分や年齢構成の平準化を考慮した定員適正化が求められている。</p>							
実施概要							
<p>国が示す定員モデルや、本市の職員数と業務量のバランスを考慮しながら、定員の適正化に努めていく。また、計画期間中においても、民間委託や事業の統廃合などが大きく推進した場合は、職員の流動的活用などの対応も考慮のうえ、計画の推進に的確に反映させるなど、必要に応じた適切な定員管理を実施していく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
定員適正化計画（5次）の実施	計画	→					
	実績	→					
定員適正化計画（計画期間延長版）の策定	計画			→			
	実績			→			
定員適正化計画（計画期間延長版）の実施	計画				→	→	
	実績				→	→	
定員適正化計画（計画期間再延長版）の策定	計画					→	
	実績					→	
定員適正化計画（計画期間再延長版）の実施	計画						→
	実績						→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
職員数(保育教育職、消防職、医療職を除く。)(人)	計画	1,697	1,702	1,695	1,686	1,686	1,686
	実績	1,690	1,690	1,689	1,687	1,675	1,678
効果							
<p>適正な定員を管理することにより、職員への負担等に配慮しながら必要な行政需要への対応を図り、最少の経費で最大の効果を挙げることができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>第5次定員適正化計画期間延長版に基づき採用予定を計画、採用試験を実施し、職員の確保に努めた。</p> <p>また、令和3年度を始期とする「第7次岡崎市総合計画」が策定され、複数のソフト事業やハード事業等を分野横断的に取りまとめて、本市の未来に向けた投資事業を進めていくこととなったため、この総合計画と歩調を合わせ、総合計画推進に必要な人的資源（適正定員）を検討し、その実現（適正化）を図る第6次岡崎市定員適正化計画の策定を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>定員適正化計画に基づき採用予定を計画、採用試験を実施することにより、適切な定員管理に努めることができた。</p> <p>また、令和3年度から実施となる第7次岡崎市総合計画に合わせた定員管理を進めていくため、第6次岡崎市定員適正化計画の策定を行った。</p>

ウ 人材の確保と育成

状態	進行中						
計画番号	43	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上		ウ 人材の確保と育成		
計画名	人物本位の採用の強化などによる優秀な人材の確保			課等の名称	人事課		
現状・課題							
<p>高度化・多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの充実を進めていくためには、優秀な人材を確保することは必要不可欠であるが、若年労働者人口の減少が進む中、人材不足が憂慮されており、民間・公務員を問わず、優秀な人材の確保が難しくなっている。</p>							
実施概要							
<p>公務員志望者だけでなく、民間志望者であっても、岡崎市職員を志望することができるよう、広く優秀な人材を募る取り組みや、人物本位の受験しやすい採用試験の検討・実施を継続していく。</p> <p>また、より多くの人材が岡崎市職員への採用を希望し、受験するために、「岡崎市の求める人材」、「岡崎市職員で働くことの魅力」を積極的にアピールしていく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
採用試験制度の見直し	計画	→					
	実績	→					
採用情報の提供・発信	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		優秀な人材を確保することを数値目標として設定することが困難なため。					
効果							
優秀な人材の確保により、充実した行政サービスの提供ができる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>広く有望な人材を採用するため、試験の実施内容やスケジュールを見直した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、予定どおり試験を実施することができた。</p> <p>より多くの人材が岡崎市職員への採用を希望し、受験するために、「岡崎市の求める人材」「岡崎市職員で働くことの魅力」を積極的にアピールするため、オンラインによる就職ガイダンスの開催、大学就活イベントへの参加、就活生向けサイトへの登録等を実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり順調に事務を進めることができた。

状態	進行中						
計画番号	44	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上				ウ 人材の確保と育成
計画名	多様な採用制度の活用				課等の名称	人事課	
現状・課題							
<p>市民ニーズの高度化、多様化に加え、その対応にはスピード感が求められることから、その時々々の課題に応じた専門的な資格、知識、経験を有する即戦力の人材を確保する必要が生じている。また、一方では、組織や人員を肥大化、硬直化させない柔軟な人員体制が求められている。</p>							
実施概要							
<p>適正な定員管理のもと、その時々々の課題やニーズの規模に応じて柔軟に対応するため、現在の臨時・非常勤職員に加え、臨時的任用職員及び任期付職員の任用制度を活用し、その時々々の状況に合った人員体制を整える。</p> <p>また、多様な採用制度を効果的に実施するために、対象となる資格、知識、経験を有する人材への積極的かつ効果的な広報活動を実施する。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
多様な採用制度の実施	計画	→					
	実績	→					
採用情報の提供・発信	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由	必要な任期付職員等の確保を数値目標として設定することが困難なため。						
効果							
多様な採用制度の実施により、専門的な資格、知識、経験を有する職員を採用することで、充実した行政サービスの提供ができる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>昨年度までと同様、これまで非常勤職員として任用していた職のうち相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職と整理できるものや、育児休業中の職員の業務を代替する職員を、任期付職員として募集し採用を行った。</p> <p>募集にあたっては市政だより、岡崎市ホームページ等で周知し、さらに関係機関に情報提供し、より積極的かつ効果的な広報活動を実施した。</p> <p>また、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度が円滑に運用されるよう、制度の構築及び周知等を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり、多様な採用制度の実施及び採用情報の提供・発信のための制度構築を行い、実施した。

状態	進行中						
計画番号	45	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上	ウ 人材の確保と育成			
計画名	成果と育成を重視した人事評価の実施			課等の名称	人事課		
現状・課題							
人事評価は、人材育成への活用により組織力を向上させることが最も重要である。継続的な実施を進めていく中においても、職員の意欲向上や組織活性化に結びつく有効なツールとするため、常に人事評価のプロセスとその活用を見直していく必要がある。							
実施概要							
人事評価は、職員の意欲向上と組織の活性化に結びつけることが最も重要である。人事評価のプロセスとフィードバックにより、管理監督者が適切な指導や助言を行うとともに、能力や適性に応じた効果的な研修に活用することで、さらなる能力の発揮や公務への貢献意欲の向上を図ることができる。この制度がより効果的なツールとなるように実施、見直しを継続していく。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
評価者研修の実施	計画	→					
	実績	→					
人事評価制度の見直し	計画	→					
	実績	→					
人事評価と連携した研修の実施	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		能力開発の目標を数値化するのは困難なため。					
効果							
成果と育成を重視した人事評価を実現することで、職員の能力開発の動機付け、人材育成の機会づくり、組織活性化の促進につながる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
業績評価及び能力評価の進め方について理解の浸透と共有化を図るため、評価者を対象とした研修を実施し、人材育成へのさらなる効果の向上を図った。 また、前年度の人事評価結果が最下位区分に該当し、個別指導プログラムの適用者に決定した職員に対し、プログラムを実施した。		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり順調に事務を進めることができた。

状態	進行中						
計画番号	45-1	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上	ウ 人材の確保と育成			
計画名	職員研修の実施			課等の名称	人事課		
現状・課題							
<p>職員研修は、職員自らが行う能力開発のための重要なツールである。組織を活性化させる人材の育成には、職員の自発的な能力開発が不可欠である。</p> <p>目指すべき職員像「自ら考え、自ら学び、自ら責任を持って市民のために行動する職員」に向け、職員の多様な能力開発ニーズに応え、研修メニューの充実を常に図っていく必要がある。</p>							
実施概要							
<p>職員研修制度は、集合研修、派遣研修及び自己啓発支援で構成され、それぞれの特性を踏まえながら効果的な研修メニューを充実させる。各職場・職員の内情把握に努め、その内情に見合った研修の企画や機関等への派遣を実施する。</p> <p>職員のキャリア形成やモチベーションの向上を支援するため、受講ニーズを踏まえ、自己啓発支援事業を企画する。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
職場、職員のニーズの把握	計画	—	—	—	→		
	実績	—	—	—	→		
ニーズを踏まえた職員研修の企画	計画	—	—	—	→		
	実績	—	—	—	→		
職員研修の実施	計画	—	—	—	→		
	実績	—	—	—	→		
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		職員の意欲や能力開発、組織の活性化への効果を数値で図ることは難しいため。					
効果							
自発的な研修受講により、職員の能力開発や自己実現意欲が促進され、市政の発展や組織の活性化を担う人材の育成につながる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施方法や実施時期を見直すことで、集合研修及び自己啓発支援、それぞれの特性を踏まえながら、効果的な研修及び自己啓発支援事業を実施することができた。</p> <p>また、各職場・職員の内情把握に努め、その内情に見合った研修の企画や機関等への派遣を実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり順調に事務を進めることができた。

工 給与の適正化

状態	進行中						
計画番号	46	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上				工 給与の適正化
計画名	社会経済情勢の変化を踏まえた給与制度や諸手当の見直し				課等の名称	人事課	
現状・課題							
<p>公務員の給与水準は民間企業の給与水準と均衡を図るものであり、昨今の先行き不透明な社会情勢、経済動向の中、市民は公務員給与に高い関心を持っている。給与制度については市民から理解が得られ、明確な根拠で説明できるものでなくてはならない。</p> <p>また、職員給与の財源は市民からの税金であることを職員一人一人が理解し、給与の適正な支給がなされるよう制度の周知、認定及び事後確認を行う必要がある。</p>							
実施概要							
<p>適切な給与水準の確保に努めるとともに、各種手当について、経済情勢や国家公務員給与あるいは他市の制度状況などから、必要に応じて支給基準等を見直しを行う。</p> <p>また、各種手当の支給要件等を職員へ周知し、手当支給後も支給要件を具備しているかどうかの事後確認を行い、適正な支給に努める。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
給与制度の見直し	計画	→					
	実績	→					
各種手当の支給基準等を見直し	計画	→					
	実績	→					
各種手当の支給要件等の周知及び事後確認	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		制度の改正内容等が不明なため。					
効果							
適切な支給基準等に基づく給与制度の運用が行われ、適正な支給を行うことにより、市民からの理解と信頼が得られる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>令和2年度人事院勧告及び新型コロナウイルス対応に伴う特殊勤務手当の特例措置に対応する給与制度改正を実施した。扶養、住居及び通勤手当の事後確認のため、職員手当現況確認を実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染予防のため、一部は資料配布のみとしたが、各種手当の支給要件等を職員へ周知するため、感染症予防に留意した庶務担当者への研修を実施した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり順調に事務を進めることができた。

状態	進行中						
計画番号	47	体系	(3)効率的な執行体制と職員力の向上			工 給与の適正化	
計画名	評価と処遇の連動の強化			課等の名称	人事課		
現状・課題							
職員の給与処遇は、人事評価の結果に応じて昇給号給数や勤勉手当の支給率を決定するもので、「頑張った者が報われる」公正な給与処遇を実現するため、人事評価の結果と給与処遇の連動をより強化していく必要がある。							
実施概要							
能力・業績に応じた給与処遇を実現するために、人事評価の結果を給与処遇に反映させるとともに、人事評価結果の精度の向上に向けた取組みを進める。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
人事評価結果の給与への反映	計画	→					→
	実績	→					→
人事評価結果の精度の向上に向けた取組み	計画	→					→
	実績	→					→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		給与への連動を数値目標とするのが困難なため。					
効果							
頑張った者が報われる給与処遇を実現することにより、職員の士気の向上につながる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>昨年度までに引き続き、全職員に対し人事評価の結果を反映した。 人事評価結果の精度を高める取組みとして、評価者研修を今年度も実施し、制度の浸透及び評価者訓練を行った。 また、年度末に評価結果のフィードバックを実施し、評価の透明性を高めつつ、昇給へのさらなる積極的な活用や成績不良者への個別指導プログラムの適用などを実施し、組織力の向上につながる制度運用を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり順調に事務を進めることができた。

4 健全な財政運営の推進

ア 計画的な財政運営の推進

状態	進行中						
計画番号	48	体系	(4)健全な財政運営の推進	ア 計画的な財政運営の推進			
計画名	指標管理による財政硬直化の抑制			課等の名称	財政課		
現状・課題							
<p>財政状況が健全な段階から、早期是正、再生という観点で財政の健全化が図られるよう、決算時に財務書類4表の作成、健全化判断比率等の財政指標を算出、公表をし、財政状況を注視している。</p> <p>しかし、景気の動向に左右される市税等歳入の不透明さ、義務的経費である扶助費を始めとする社会保障経費や、公共施設の維持管理費は、高止まりあるいは年々増加傾向にあるのが現状であり、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率が上昇傾向にあるのが懸念されるところである。</p> <p>※経常収支比率：人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充当された一般財源の地方税等の経常的な一般財源収入等に対する比率で、この比率が低いほど、弾力的な財政運営が可能であると言える（平成27年度決算：84.4%）。</p> <p>※公債費比率：財政構造の弾力性を判断する指標で、地方債の元利償還金（公債費）に充当される一般財源に占める割合。一般的には、10%未満が望ましいといわれている（平成27年度決算：2.9%）。</p>							
実施概要							
<p>地方財政状況調査（決算統計）、健全化判断比率の算定、財務書類4表の作成など、毎年度の決算事務において、財政指標の算出を行う。</p> <p>過去の指標及び地方公会計制度に基づく類似団体との比較分析などを行い、財政状況を把握するとともに、是正すべき指標の改善に向けて検討を行い、財政計画、実施計画及び当初予算編成に反映させる。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
財政指標の算出	計画	→					
	実績	→					
財政指標の活用方法の検討	計画	→					
	実績	→					
地方公会計制度に基づく類似団体との比較分析、経年分析	計画	→					
	実績	→					
財政計画、予算編成への活用	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
経常収支比率（%）	計画	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	実績	86.6	84.4	86.9	85.6	86.5	87.7
公債費比率（%）	計画	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	実績	2.0	2.9	2.8	2.5	2.4	3.1
効果							
<p>決算事務に基づく各種財政指標を経年分析し、財政状況を把握することで、限られた資源の適正配分と重点化を行い、持続的に公共サービスの質の改善を図ることができる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>令和元年度決算額に基づき、経常収支比率等各指標数値を算出し、9月定例会の決算特別委員会資料等で結果を報告した。令和元年度決算における各指標数値や特定財源の動向を参考にし、令和3年度当初予算編成を行った。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	
計画どおり	B
<p>年度別計画のとおり事務を進めることができた。</p> <p>令和元年度の経常収支比率は、前年度と比較して1.2ポイント増の87.7%となり目標値を上回っているが、中核市58市中6位で上位に位置している。また、公債費比率は、前年度と比較して0.7ポイント増の3.1%で目標を達成している。</p>	

状態	進行中						
計画番号	49	体系	(4)健全な財政運営の推進	ア 計画的な財政運営の推進			
計画名	基金による年度間の財源調整			課等の名称	財政課		
現状・課題							
<p>平成28年度末で財政調整基金及び特定目的基金の合計基金残高は過去最高を示している。 財政調整基金については、税収の激減や、普通交付税の合併算定替えの終了、多様化する行政ニーズに伴う財政需要の増高に対応するためなどの年度間の財源調整機能のほか、災害対応のための原資として一定額以上を保有する必要がある、計画的な積立て及び取崩しを行う必要がある。 また、特定目的基金は、基金設置目的の範囲内で、事業計画に応じた計画的な積立て及び取崩しを行う必要がある。</p>							
実施概要							
<p>財政調整基金及び特定目的基金ともに、財政計画での歳入歳出の財源構成、実施計画事業費等の財源内訳の分析を行い、計画上必要とされる財源を把握し、基金保有残高、積立目標額、取崩予定額などを決定し、財政計画に反映させる。 財政調整基金は一定額以上の残高を確保し、特定目的基金は、事業費、基金残高の増減に合わせて、適宜積立て及び取崩しを行い、翌年度以降の計画に修正を加える。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
中長期財政計画、実施計画における財源分析	計画	→					
	実績	→					
活用方法（積立目標額及び取崩額）の検討	計画	→					
	実績	→					
予算化（積立額及び取崩額）	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
財政調整基金（百万円）	計画	—	—	—	10,000	10,000	10,000
	実績	—	—	—	11,732	11,120	8,067
効果							
適正な基金残高の確保をすることや、計画的な積立て及び取崩しを行うことで、中長期的に健全な財政運営が可能となる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
令和元年度決算剰余金の積立て及び補正予算における積立てや取崩しを行った。今後も、積極的な基金の活用による財源調整を行うとともに、将来の事業に向けた目的基金への積み増しを検討していく。		
令和2年度の達成状況		
評価	年度別計画のとおり分析、検討を行い、令和3年度当初予算編成において、基金の活用により財源調整を行うことができた。財政調整基金の年度末残高は、新型コロナウイルス感染症対策に多額の費用を要したことなどの影響により、一時的に目標金額を下回ったが、今後、令和2年度3月補正による積立を行うことで、決算時には12,057百万円まで回復する見込みとなっている。	
計画どおり	B	

イ 積極的な財源の確保

状態	進行中						
計画番号	51	体系	(4)健全な財政運営の推進	イ 積極的な財源の確保			
計画名	市税の滞納の縮減及び抑止		課等の名称	納税課			
現状・課題							
<p>反復、大量処理を要する滞納整理業務に対し、限られた人員、資源で、迅速、正確に職務遂行しなければならない。滞納の期間、金額を短縮、縮減させるために、滞納初期の対応を速やかに行う必要がある。滞納処分すべき財産を発見した場合、その財産が散逸する前に、速やかに差押え、取立てしなければならない。</p>							
実施概要							
<p>平成26年度に稼働を開始した新システムに習熟し、効率的、効果的かつ、大量に滞納整理を行えるようにする。滞納初期において、適時に効果的な催告を行う。システムを活用し、もれなく、かつ、細やかな滞納管理、滞納整理を行い、滞納を削減及び増加させないようにする。差押え対象となる財産を効率よく調査、管理し、速やかに滞納処分、取立てを行う。地方税法第48条に基づき実施される、愛知県の「個人の県民税及び市町村民税に係る徴収及び滞納処分の特例」を活用し、県の徴税吏員による滞納処分を行うことで事務の効率化を図る。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
新システムの分析、習熟、活用研究	計画						
	実績						
滞納初期の催告	計画						
	実績						
滞納初期に速やかに滞納整理着手 (調査、滞納処分、執行停止)	計画						
	実績						
地方税法第48条の活用	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
現年度分収納率(%)	計画	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	99.0
	実績	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	未定
滞納繰越分収納率(%)	計画	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0	22.0
	実績	26.6	26.9	28.7	29.7	28.4	25.9
効果							
<p>税収の確保と滞納繰越分の縮減が図られる。また、法令に基づく公平な税負担の実現につながる。</p>							
財政効果額(千円)		27	28	29	30	R1	R2
滞納繰越額の縮減額	見込	150,000	150,000	150,000	100,000	100,000	100,000
	実績	236,930	181,249	175,418	156,725	78,539	21,479
滞納繰越分収納額	見込	—	—	—	—	463,706	412,300
	実績	—	—	—	—	463,074	398,810

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>滞納初期の者に対し適切な時期に催告(文書、電話、訪問)又は差押を執行し、現年度に収納させ、徴収するよう取組んだ。担税力の調査の量的増加に取組み、滞納整理(滞納処分、執行停止)の量的増加に取組んだ。システムを利用し、財産の把握から差押えまでの期間を短縮し、かつ事務処理の効率化に取組んだ。『新型コロナウイルスの感染症等に係る徴収猶予の特例』について、特例制度の趣旨をふまえた適切な周知及び適用に取組んだ。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	収納率については、現年度分及び滞納繰越分のいずれも目標を達成すると見込まれる。

状態	進行中						
計画番号	52	体系	(4)健全な財政運営の推進	イ 積極的な財源の確保			
計画名	市営住宅使用料等の収納率の向上			課等の名称	住宅計画課		
現状・課題							
<p>公営住宅法に基づく市営住宅は、岡崎市内の住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給し、住宅使用者に対して住宅使用料（家賃）や駐車場使用料を徴収している。</p> <p>平成25年度の収納率は、現年度分98.29%と高い水準を維持しているが、滞納繰越分は18.89%であり、より一層の収納率向上が必要である。</p>							
実施概要							
<p>未収入者に対して次のとおり取組みを行い、もって収納率の向上に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話・文書による催告、定期的な訪問を行う。また、現金納付者に対しては口座振替納付を依頼する。 ・長期滞納者に対して誓約書の提出、あるいは裁判所を通じた和解を勧める。 ・退去滞納者、悪質滞納者に対し、平成27年度から弁護士への徴収委託を行う。 ・収入未申告者は近傍同種家賃となるため、収入申告するよう指導する。 ・これらにに応じない場合は「明渡し訴訟」、「強制執行」を検討する。 <p>※近傍同種家賃：近傍同種の住宅の時価等を勘案して公営住宅法施行令で定める家賃（簡単に言うと周辺の民間賃貸住宅の家賃）。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
電話・文書・訪問による催告	計画	→					
	実績	→					
口座振替納付の推進	計画	→					
	実績	→					
収入未申告者への提出指導	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
現年度収納率（％）	計画	98.4	98.4	97.4	97.6	97.8	98.0
	実績	97.0	96.8	96.2	97.0	97.0	未定
滞納繰越分収納率（％）	計画	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0
	実績	24.1	27.7	18.0	16.1	16.8	16.8
効果							
<p>収納率向上により、入居者間の不公平感の解消や、維持管理等の財源確保ができる。</p> <p>収入未申告者からの申告により、民間並みの家賃から本来の適正な家賃となり、本人負担額の軽減を図ることができる。また、誓約書の提出や即決和解により、計画的な納付が期待できる。</p>							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
収納額増加額	見込	1,131	1,581	2,031	—	—	—
	実績	0	0	0	—	—	—
滞納繰越分収納額	見込	—	—	—	12,000	12,000	12,000
	実績	—	—	—	11,716	11,565	11,541
令和2年度実績報告							
実施内容							
<p>滞納者に対し、訪問・電話・文書による催告、また、対応が必要な滞納者に対して休日催告を行った。新規入居者には口座振替の勧奨及び入居後1年間の滞納については特に注意を払い、滞納が常習化しないように徹底をした。</p> <p>すでに市営住宅を退去した滞納者に対して、引き続き弁護士へ徴収委託した。</p> <p>家賃の減免及び口座振替勧奨について、定期的に納付書に印刷して周知した。</p> <p>減免対象者へ1月末に減免申請手続きの通知を行った。また、収入未申告者に対しては、申告手続きをするよう再度通知を行った。</p>							
令和2年度の達成状況							
評価							
計画どおり	B	平成29年4月から指定管理制度の導入に伴い、催告、訪問、口座振替推奨等の徴収事務及び収入申告を指定管理業者が行っている。また、引き続き退去滞納者の弁護士への徴収委託を行い、計画達成に向けて取り組んだ。現年度収納率についてはほぼ計画どおり達成できた。滞納繰越については、滞納繰越調定が減少しているため、滞納繰越収入も減少しているが、収納率としては横ばいである。					

状態	進行中						
計画番号	53	体系	(4)健全な財政運営の推進			イ 積極的な財源の確保	
計画名	医療費自己負担金の収納率の向上				課等の名称	市民病院医事課	
現状・課題							
医療費自己負担金の未収金額は、毎年度生じており病院経営の健全化のためには、発生額を抑制するとともに収納率を向上させることが重要である。現在、催告や社会保障制度の利用促進のほか、内容証明郵便による督促、悪質未収者に対しては支払督促制度などの法的措置を講じている。							
実施概要							
受診票及び請求書に未収額の表示、文書催告、電話催告、訪問催告（平日、土曜）、面会催告（来院時の面談）、社会保障制度（高額療養費貸付制度、高額療養費委任払制度、限度額認定証制度、出産育児一時金直接払制度）の利用、悪質や住所不明者の未収者に対しては弁護士へ債権回収業務委託を活用し、未収金の発生抑制及び収納率の向上に努める。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
文書、電話、訪問、面談による督促	計画	→					
	実績	→					
内容証明郵便、法的措置	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
前年度末未収金額の収納率（％）	計画	50	50	51	51	52	52
	実績	55	58	60	54	58	60
効果							
未収金の削減により、病院経営の健全化に寄与する。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
未収金の収納額	見込	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
	実績	142,800	143,200	127,800	98,300	115,910	116,986

令和2年度実績報告

実施内容		
受診票及び請求書に未収額の表示、文書催告、電話催告、訪問催告（平日、土曜）、面会催告（来院時の面談）、社会保障制度（高額療養費貸付制度、高額療養費委任払制度、限度額認定証制度、出産育児一時金直接払制度）の利用、支払督促、債権回収業務の委託などをおこなった。		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり、各種催告、社会保障制度の利用、支払督促、訪問徴収、債権回収業務の委託により収納率の向上を図った結果、計画を上回る成果を得ることができた。

状態	進行中						
計画番号	54	体系	(4)健全な財政運営の推進	イ 積極的な財源の確保			
計画名	岡崎ビジネスサポートセンター（OKa-Biz）の運営			課等の名称	商工労政課		
現状・課題							
<p>平成9年度と平成19年度を比較すると、中小の商店数や工業事業者数が激減している。平成24年度に本市が中小事業所にアンケートを実施したところ、約3割が「売り上げを伸ばしたい」等の経営課題を抱える一方、「経営相談したことがない」等の事業所数も3割に上った。以上を踏まえ、地域経済の活性化に対して大変な危機感を抱いたため、平成25年10月、本市は、岡崎ビジネスサポートセンター（OKa-Biz）を岡崎商工会議所とともに設置した。なお、OKa-Bizとしては、相談成果の向上とあわせ、次代を担うコーディネータの養成が課題となっている。</p>							
実施概要							
<p>全国公募等でコーディネータの候補者を選定し、採用する。その後、徹底した教育プログラムにより、人材の育成を図る。同時に、過去に相談を受けた事案についての成果をインタビューするなど、年に1回発行する活動報告書の中で「成果事例」として情報発信する。過去の好例を取り纏め、紹介することにより、岡崎ビジネスサポートセンターの実績をあげるとともに、新たな相談者の開拓とビジネスヒントのノウハウを蓄積することにより、新たな経済活性化の気運を盛り上げていく。その後、安定的に質の高いコンサルティングを継続することにより、創業者を増加させる等、中小企業事業所数の確保・向上を図り、岡崎市全体の経済活性化を図る。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
新コーディネータ採用	計画	→			→		→
	実績	→		→	→		→
研修プログラムの実施	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
事例集の作成	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
相談件数（件）	計画	600	650	700	2,000	2,000	2,000
	実績	2,176	2,262	2,805	2,972	2,979	2,820
新規創業件数（件）	計画	1	2	3	25	25	25
	実績	34	34	39	47	50	40
効果							
<p>岡崎市の中小企業事業者が活気を取り戻すと同時に、新たな創業件数が増加することにより、経済活性化が図られ、それが市民サービスの向上につながると考えられる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>新型コロナで生まれた新たなニーズをいち早く捉え、令和2年度でコロナ対策の新品・新サービス103個を創出した。また、新型コロナウイルスの影響により、市内事業者の売り上げが落ち込む中、「岡崎10万つかえール百貨」「三蜜スイーツ企画」「岡崎商業高校とのオンライン教育セミナー」を行った。研修プログラムについては、相談業務を委託している業者に依頼するとともに、オカBizのモデルである富士市産業支援センター・エフビズのセンター長に直接指導してもらう機会を持っている。コピーライト、デザインを専門とする新たなコーディネーターを1名採用し、相談の拡充を行った。例集については、活動報告書を毎年作成しており、その中で成果事例として掲載している。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画を上回る	A	相談件数、新規創業件数ともに当初の目標を上回った。

状態	進行中							
計画番号	55	体系	(4)健全な財政運営の推進	イ 積極的な財源の確保				
計画名	観光関連事業の推進			課等の名称	観光推進課			
現状・課題								
<p>平成27年の家康公顕彰四百年祭及び28年の市制施行100周年という市にとって節目の年を契機として、単なる「観光」を「観光産業」に昇華成熟させて、市の主要産業に位置付けていくことを求められている。しかしながら、具体的なプランの策定並びにそれをサポート及びリードしていく組織の形成が課題となっている。</p>								
実施概要								
<p>平成18年3月に策定された岡崎市観光基本計画は、現在まで市の観光行政の指針として位置付けられ、市の観光分野の活性化に寄与してきたが、市の主要施策における観光行政の重要性の増大や、リーマンショック等に代表される経済状況の著しい変化、国民の意識の変化など、観光を取り巻く背景の激変に対応しているとは言い難く、これを現在に即した指針及びプランに見直す。</p> <p>また、市の観光事業を牽引してきた岡崎市観光協会についても、単に観光イベントを実施することを事業とするだけではなく、一年を通して恒常的に観光客を取り込むことにより観光産業を育て上げ、官民の懸け橋となって有機的に観光産業に関わる事業にシフトする必要がある。このために、関係機関及び民間団体と積極的に連携するため法人化し、組織の強化を図りつつ新規事業を展開する。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
観光基本計画のアクションプランの策定	計画	▶▶				
	実績	▶▶	完了			
岡崎市観光協会の組織見直し	計画	▶▶▶			
	実績	▶▶	完了			
岡崎市観光協会の事業の活性化	計画	▶▶▶▶▶▶
	実績	▶▶▶▶▶▶
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
観光入込客数（万人）	計画		—	—	—	607	613	619
	実績		—	—	—	585	587	未定
効果								
<p>観光基本計画のアクションプランの策定によって、今後市が目指すべき方向性と手法を明確にすることができ、さらなる観光振興に寄与することができると想定される。</p> <p>観光協会の組織強化等については、外部団体である岡崎活性化本部との連携及び役割分担の明確化を行うことにより、効果的かつ効率的な観光行政の推進が期待できる。</p>								

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>令和3年2月に開催の岡崎市観光基本計画庁内推進会議（WEB上で実施）を経て、外部の有識者で構成する岡崎市観光基本計画推進委員会を開催し、アクションプランの各施策の進捗状況について確認を行った。観光協会は、平成30年2月に法人化し、4月から法人としての業務を開始した。令和2年度はコロナ禍において事業の推進が難しい面があったが、市、観光協会、民間事業者が協力し、近郊市外の方を中心に観光PR事業を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>コロナ禍においてこそできることを念頭に観光協会が民間事業者等と連携し、事業を展開できた（JR岡崎駅でのPR活動、家康公生誕キャンペーン、キャラバン隊の派遣事業、各イベントでの観光PR等）。</p>

状態	進行中						
計画番号	56	体系	(4)健全な財政運営の推進	イ 積極的な財源の確保			
計画名	岡崎市産材の利用促進			課等の名称	森林課		
現状・課題							
<p>近年は地元の木を使い、木のある暮らしに立ち返り、地元の職人の力を生かそうといった取り組みが行われている中で、平成25年4月から「岡崎市産材住宅建設事業費補助金事業」を開始した（平成25年度の申請数：10件）。岡崎市産材の利用促進及び林業等の地域産業活性化を図ることがこの事業の狙いである。戸建住宅への補助以外にも、同年8月には「岡崎市公共建築物等の木材利用の促進に関する基本方針」を策定し、公共建築物等にも市産の木材を利用してもらうよう取り組んでいるものの、近年、本市においては、木造建築等を建築する際に使用する柱材を中心とした主要構造材は、近隣県（岐阜県、長野県など）の木材が使用される傾向にある。本市でも額田地区はヒノキ・スギ等が調達できる環境であるため、関係団体を通じて地元材の普及及び啓発に努める必要がある。</p>							
実施概要							
<p>木材業者等を個別に訪問し、「岡崎市産材住宅建設事業補助制度」のPRを行っているが、更なる制度周知の必要性を感じるため、引き続きPRに努めていく。</p> <p>他にも、岡崎中央総合公園等で毎年開催している住宅展や民間の住宅展示場（ハウジングセンター等）等、人が集まる場で「岡崎市産材」をPRするチラシ等を配布し、地元の木材を知ってもらうきっかけづくりを行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
地元材の普及・啓発	計画	→					
	実績	→					
補助制度の見直し	計画				→	→	→
	実績				→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
岡崎市産材住宅補助制度の利用者の確保（件）	計画	18	16	—	10	10	10
	実績	6	10	—	7	11	11
補助を実施した岡崎市産材使用量（㎡）	計画	—	—	168	—	—	—
	実績	—	—	125	—	—	—
効果							
<p>岡崎市産材を使用した施主に対して住宅建設事業費を補助することで、定住の促進、林業、製材業、建設業の活性化が期待できる。</p> <p>素材生産者、建築業者等関係業種が多岐にわたるため、市内への経済波及効果の算出は難しい。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>「岡崎市産材住宅建設事業費補助金事業」は、昨年度から引き続き、従来の主要構造材に加えて内装材も補助対象とすることにした。補助制度をPRするため、ポスター及びチラシを新規製作し、建築会社等を訪問して事業説明を行い、制度普及に努めた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>内装材において新規の業者の制度利用が拡大し、年度別計画を上回る状況となった。目標10件のところ、実績は11件となり、計画を上回るものとなった。</p>

ウ 受益者負担の適正化

状態	進行中					
計画番号	57	体系	(4)健全な財政運営の推進	ウ 受益者負担の適正化		
計画名	使用料・手数料の見直し			課等の名称	財政課	
現状・課題						
<p>現行の使用料・手数料は、既存の類似施設や近隣自治体の類似施設等を参考に均衡上から設定される場合が多く、必ずしも適正な受益者負担額となっていないのが現状である。また、消費税率の引き上げ時には、増税分のみ改定を行ってきたところである。</p> <p>使用料等の適正化のためには、施設等の運営にかかる経費や公費負担と受益者負担の割合等に基づき、使用料等の見直しを定期的に行う必要がある。</p>						
実施概要						
<p>国の消費税率の改定に対応するとともに、施設等の運営にかかる経費や公費負担と受益者負担の割合等に基づき、使用料等の見直しを定期的に行う。</p>						
年度別計画		27	28	29	30	R1 R2
使用料等の見直し	計画	→			→	→
	実績	→			→	→
数値目標		27	28	29	30	R1 R2
数値目標が設定できない理由		使用料等の見直しは、施設の設置目的や利用状況を考慮しつつ、使用料等の適正化を検討する必要があるため、一律的な数値目標の設定は相応しくない。				
効果						
<p>使用料の適正化により、公共施設や行政サービスの提供において、利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保することができる。</p>						

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>公の施設の使用料の見直しに関する基本方針案を作成し、各課に意見照会を行い方針案に反映させた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>公の施設の使用料の見直しに関する基本方針案を作成し、使用料の見直しに向けての検討を進めることができた。</p>
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	58	体系	(4)健全な財政運営の推進			ウ 受益者負担の適正化	
計画名	補助金の見直し			課等の名称	財政課		
現状・課題							
<p>補助金は、団体または個人の行う特定の事業に対して、公益上必要な場合に交付しているものである。</p> <p>補助金交付の長期化による既得権益化、透明性、公正性などの確保や、社会情勢に迅速に対応できないなどの弊害があるため、補助金等交付基準を設け、見直しを行ってきたところである。</p> <p>しかし、交付基準に基づく分類や補助率などの適用、事業の削減、廃止の手法及び時期などの具体的な事項は先送りされることが多い。</p>							
実施概要							
交付基準に基づく分類、目的、算出根拠、補助金額、成果指標などの効果を把握し、適宜見直しを行い、必要に応じて補助要綱等制度の変更（制定改廃）を行うとともに、次年度予算へ反映させる。							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
補助制度の見直し	計画	→					→
	実績	→					→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		社会経済情勢の変化等で補助制度の制定改廃が想定されるため。					
効果							
交付基準に基づき、補助制度を適宜見直しすることで、社会経済情勢に迅速に対応することができ、行政の透明性、公正性が確保される。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>今年度末に要綱の終期を迎える補助金等について、事務事業評価（1次評価）、補助金等交付基準に基づき、補助対象、補助単価、補助割合等の見直し（2次評価）を行った。また、当初予算の査定においても、全ての補助金等を対象にさらに見直しを行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	年度別計画のとおり補助金の見直しを行い、予算に反映させることができた。

状態	完了						
計画番号	59	体系	(4)健全な財政運営の推進	ウ 受益者負担の適正化			
計画名	岡崎駅東土地区画整理事業施行地区内における占用物の有料化			課等の名称	市街地整備課		
現状・課題							
<p>本市において、市道にある電柱などの占用物については、「岡崎市道路の占用に関する条例」に基づいて占用料の徴収を行っている。しかし、岡崎駅東土地区画整理事業施行地区内の管理地（道路予定地）の占用物については、区画整理事業に伴い占用物の移設をお願いする必要があることから、土地区画整理事業管理地取扱要綱を根拠に占用料を無料としてきた。現在、事業は終盤になっており、仮換地については、ほぼ100%使用収益を開始しており、また区画整理事業に伴う占用物の移設についても、ほぼ完了したことから、占用料を無料としていることについて見直す時期にきている。</p> <p>※仮換地…公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るために行なう土地区画整理事業において、事業の施行中に、従前の宅地などの所有者に対し、従前の宅地の代わりに使用できるように割り当てられた土地</p>							
実施概要							
<p>土地区画整理事業管理地取扱要綱の改正を行い、岡崎駅東土地区画整理事業地区内の管理地（道路予定地）における占用物について、岡崎市道路の占用に関する条例（昭和29年岡崎市条例第10号。）の定めるところに準じて使用料の徴収を行うこととする。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
周知	計画	—	→			完了	
	実績	—	→				
指針、要綱等の見直し	計画	—	→				
	実績	—	→				
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
使用料収入（千円）	計画	—	—	200	完了		
	実績	—	—	1,030			
効果							
<p>①市道と同様の取り扱いとなることから、説明責任が向上する。 ②使用料収入により歳入の増加を見込むことができる。 ③岡崎市道路の占用に関する条例により占用料の徴収を行うため、道路維持課への事務移管をスムーズに行うことができる。</p>							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
使用料収入	見込	—	—	200	900	900	900
	実績	—	—	1,030	866	905	1,205

状態	進行中						
計画番号	60	体系	(4)健全な財政運営の推進	ウ 受益者負担の適正化			
計画名	狭あい道路拡幅整備補助金等の見直し			課等の名称	住環境整備課		
現状・課題							
<p>狭あい道路拡幅整備補助業務は、道路後退用地・すみ切り用地を市が寄附を受ける場合の寄附用地にあるフェンス、塀、門などの支障物撤去費用への補助金交付や、すみ切り用地に対しての奨励金を交付することで、狭あい道路の拡幅を増進させ適正に整備・管理できるように取り組んでいる。しかしながら補助金等の内容については、社会情勢や市民ニーズの変化が著しい中、より効果的、効率的な執行のため適時適切な見直しを求められる。</p>							
実施概要							
<p>実施にあたっては、以下の項目について行っていく。 ①市場の変動に伴う単価の見直しを行う。 ②過年度補助内容の検証や他市の制度研究を行い、必要に応じた補助項目の見直しを行う。 ③補助金等交付基準の見直しを行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
補助単価・項目の見直し	計画		→	→		→	→
	実績		→	→		→	→
補助金等交付基準の見直し	計画		→	→		→	→
	実績		→	→		→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由		現場状況により補助対象物件が一定していないため。					
効果							
定期的に見直すことにより、効率的、効果的な補助金等の交付が実施でき、狭あい道路の解消に繋がる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>過年度の補助内容や他市の制度情報など、補助金等の見直しに必要な資料の収集に努めている。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		<p>道路後退事業等に関する他市町の事業状況の調査を行った。</p>
計画どおり	B	

工 地方公営企業、特別会計の健全な運営

状態	進行中						
計画番号	61	体系	(4)健全な財政運営の推進	工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	病院改革プランの推進		課等の名称	市民病院総務課			
現状・課題							
<p>岡崎市民病院は、西三河南部東医療圏（岡崎市・幸田町）の基幹病院として、また、第3次救急医療機関として地域医療の最後の砦となり、24時間365日体制で重症・重篤な患者を受け入れしている。救急、小児・周産期医療などの不採算部門の医療も公立病院として果たすべき使命として厳しい医療環境の中で、医療ニーズに合った病院事業を運営している。病院改革プランを平成20年度に25年度までの計画を策定し、平成22年度に27年度までの計画に改定した。</p> <p>医療環境の変化に対応しつつ、運営経費の節減に努めるとともに、平均在院日数の短縮、新入院患者数を増加させるなどの経営改善を推進していくことが求められており、平成27年度に総務省の求めに応じた新・病院改革プランを作成。平成28年10月に愛知県地域医療構想が示されたことから平成29年2月に同プランを改訂。平成31年4月からの愛知県がんセンター愛知病院の岡崎市へ経営移管に伴い、平成31年2月に同プランを改訂。</p> <p>※第3次救急医療機関：重篤救急患者を24時間受け入れる体制と高度な診療機能を持ち救命救急センターを有する医療機関</p>							
実施概要							
<p>病院事業の運営の現状と課題、岡崎医療圏における医療環境を分析し、第3次救急医療機関として高度急性期医療を担う公立の総合病院の果たす役割を明確にし、総務省の求めに応じた新・病院改革プランを平成27年度に作成し、経営指標の数値目標を新たに設定し直し、目標達成に向けて経営改善に取り組む。また、毎年度実施状況の点検・評価を行い、次年度以降の取組みに役立てていく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
新・改革プランの作成	計画	→					
	実績	→					
改革プランの取組み	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
改革プランの点検・評価	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
平均在院日数（日）	計画	12.0	12.2	11.9	11.6	11.3	11.0
	実績	12.4	12.4	12.2	11.8	10.9	
新入院患者数（人）	計画	—	17,560	17,750	16,700	18,180	18,340
	実績	—	16,144	15,860	16,585	17,621	
入院平均単価（円）	計画	—	58,917	60,627	62,600	62,670	64,000
	実績	—	58,876	59,869	62,570	66,206	
効果							
健全かつ効率的な病院経営の実現と高度急性期病院としての機能強化により、地域の医療提供体制を確保すると共に、良質な医療を継続的に提供できる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
平均単価増に伴う効果 (前年度比)	見込	255,000	198,000	363,000	151,000	282,000	282,000
	実績	136,120	189,926	210,958	573,814	177,631	

令和2年度実績は、現在集計中。
 ※暫定として評価は「B」で計上しています。

状態	進行中						
計画番号	62	体系	(4)健全な財政運営の推進			工 地方公営企業、特別会計の健全な運営	
計画名	水道ビジョンの推進			課等の名称	上下水道局経営管理課		
現状・課題							
<p>本市の水道事業は、常に水質の向上と安定供給に努めてきており、財政的にも良好な状態にある。しかし、節水機器の普及などを要因とした水需要の伸び悩みにより、給水収益の減少も見込まれる。さらに、今後は水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化事業等による大幅な財政負担が見込まれることが財政的な課題となっている。</p> <p>※営業収支比率：営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示し、この比率が高いほど営業利益率が高いことを示す。一方、これが100%未満である場合は、営業損失が生じていることを意味する。</p> <p>※料金回収率：供給単価と給水原価の関係を表しており、事業の経営状況の健全性を示す。給水にかかる費用のうち、水道料金で回収する割合を示す。</p> <p>※給水収益に対する企業債残高の割合：企業債残高の規模と経営への影響を分析するための指標。企業債残高は少ない方が余裕を持った経営が可能という点では好ましいが、水道事業が起債によって世代間の負担の公平化を行い、長期的視点に立った経営を行うという点では、一定程度企業債残高があるのはやむをえず、また必要ともいえる。</p>							
実施概要							
<p>厚生労働省が平成16年6月に今後の水道に関する重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程等を示した「水道ビジョン」を策定したことを受けて、本市では水道事業の現状と課題を整理したうえで目標を定め、取り組んでいくべき施策をまとめ計画期間を平成21年度から32年度の12年間とした水道ビジョンを策定しているのをそれを推進する。</p> <p>また、「岡崎市水道事業及び下水道事業審議会」において、水道ビジョンの進捗状況を議題として取り上げ、審議会委員に進捗状況を審議してもらう。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
水道ビジョンの実践	計画	→					
	実績	→					
中期経営計画の実践	計画	→					
	実績	→					
審議会の開催	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
営業収支比率（％）	計画	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
	実績	120.3	123.9	99.9	111.6	104.9	未定
給水収益に対する企業債残高の割合（％）	計画	300未満	300未満	300未満	300未満	300未満	300未満
	実績	246.8	250.4	249.5	245.9	239.5	未定
効果							
計画を実践することにより、経営環境が厳しさを増す状況下において、引き続き安定した経営を行い、より適正な経営管理を行うことが出来ると思う。							

令和2年度実績報告

実施内容		
水道ビジョン及び中期経営計画は、審議会の開催を通じ、審議会委員の方から意見をいただきながら各施策を実施した。		
令和2年度の達成状況		
評価	営業収支比率については目標値を達成できなかった（仮）が、これは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民生活及び経済活動の支援として今年度実施した水道料金基本料金の減額による水道料金収入の減という特別な事情によるものである（減免未実施であれば目標値の達成は可能であった（仮））。	
計画どおり	B	給水収益に対する企業債残高の割合については、簡易水道事業の水道事業への統合に伴う企業債の引継ぎにより残高が増となったものの、目標値を達成できた。

状態	進行中						
計画番号	63	体系	(4)健全な財政運営の推進	工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	下水道事業経営ビジョンの推進		課等の名称	上下水道局経営管理課			
現状・課題							
<p>下水道事業経営ビジョンは、平成24年度から25年度の2箇年をかけ策定されたもので、その策定期間は、平成26年度から32年度までの期間としている。経営ビジョン策定の趣旨は、平成24年度から下水道事業を、これまで特別会計として会計処理していたものを、経営状況や資産・負債・資本といった財政状態を把握するため、公営企業会計移行したことによるものである。企業会計化したことにより、健全で安定した下水道事業の運営を遂行するにあたり、保有資金を確保していくことが重要となっている。</p>							
実施概要							
<p>各年度の決算状況をもとに、流動比率及び現金比率の財務分析を行い、地方公営企業法を適用している類似団体との経営比較を行う。併せてキャッシュにおける収益性を確保するため、水洗化率及び収納率の推移を把握していく。</p> <p>また、「岡崎市水道事業及び下水道事業審議会」において、下水道事業経営ビジョンの進捗状況を議題として取り上げ、審議会委員に進捗状況を審議してもらう。（なお、令和2年度からは、下水道事業経営ビジョンに代えて、その下位計画となる「下水道事業経営戦略」の進捗状況を議題とする。）</p> <p>※流動比率：1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債とを比較するもの。流動性を確保するためには、流動資産が流動負債の2倍以上あることが望まれるので、理想比率は200%以上となる。</p> <p>※現金比率（現金預金比率）：流動比率の補助比率で、流動負債に対する支払手段としての流動資産のうち、当座資金をどれだけ有しているかを示し、100%以上が望ましい値となる。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
流動比率・現金比率の点検	計画	→					
	実績	→					
類似団体との財務分析比較	計画	→					
	実績	→					
審議会の開催	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
流動比率（％）	計画	130以上	150以上	170以上	170以上	170以上	170以上
	実績	59	62	66	75	83	未定
現金預金比率（％）	計画	100以上	110以上	120以上	120以上	120以上	120以上
	実績	34	42	47	54	59	未定
営業収益に対する企業債残高の割合（％）	計画	—	—	—	800未満	800未満	800未満
	実績	—	—	—	762	755	未定
効果							
現金（キャッシュ）を潤沢に持つことで、緊急事故に対する修繕費の捻出が容易になること、また将来の投資計画を策定するうえでも効果が期待でき、このことにより市民サービスの向上につながるものと考えられる。							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>流動比率及び現金比率の財務分析を行い、地方公営企業法を適用している類似団体との経営比較を実施した。</p> <p>また、「岡崎市水道事業及び下水道事業審議会」において、下水道事業経営ビジョンの進捗状況の確認を行い、外部の有識者の意見を求めた。また、資本費平準化債の発行により現金（キャッシュ）の確保に努めた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	現金不足の状況を改善するため、令和元年度に引き続き資本費平準化債を発行した。それにより流動比率及び現金預金比率は改善傾向にあるものの目標値を下回った。

状態	進行中						
計画番号	64	体系	(4)健全な財政運営の推進	工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	特別会計「介護保険」の健全な運営			課等の名称	介護保険課		
現状・課題							
<p>介護保険事業は、主に公費と被保険者から徴収する保険料で運営している。その中で岡崎市が徴収するのは65歳以上の被保険者の保険料である。現在約9割が年金から保険料を差し引く特別徴収者だが、残り1割は自主納付する普通徴収者である。</p> <p>滞納者はこの普通徴収者のうちの約1.4割であるが、平成24年度から滞納指導の方法を改めたため、平成23年度以前は約1.7割あったものが減少傾向にある。しかし、滞納者は将来介護サービスを必要とした場合、給付制限が課せられる場合があり、また被保険者間の公平性のためにも、一人でも多く減らしていく必要がある。</p>							
実施概要							
<p>収納率向上対策のため、下記の取り組みを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格取得時から年金特徴になるまでの間の、未納を防止するために「介護保険被保険者証」交付時に口座振替勧奨の用紙を同封する。 滞納の常習化を防止するために、初期の未納者を中心に訪問催告を行う。 納付約束者に対して、定期的に納付状況を確認し滞っている場合は電話や訪問催告で指導を繰り返す。 サービス利用者の未納防止のため、口座振替を義務付けさせる。 滞納者の支払能力に応じた、きめ細かな納付計画を立てられるように職員のレベル向上を図る。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
被保険者証交付時の口座振替勧奨	計画	→					
	実績	→					
個別訪問	計画	→					
	実績	→					
納付約束者の納付管理	計画	→					
	実績	→					
サービス利用者の口座勧奨	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
現年普通徴収者の収納率（％）	計画	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5	90.5
	実績	90.6	90.8	91.1	92.2	92.3	未定
滞納繰越額の収納率（％）	計画	—	—	—	18.0	18.0	18.0
	実績	—	—	—	16.4	15.2	17.6
効果							
介護保険事業の財源の安定化と、サービス利用時の給付制限者の減少が図られる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
滞納繰越分収納額	見込	—	—	—	14,275	13,503	12,772
	実績	—	—	—	11,921	10,496	11,354

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>平成30年度から第7期事業計画により介護保険料の見直しが行われ、全体的に保険料が増額される結果になった。収入の無い被保険者にも保険料は課せられるため、さらに滞納に拍車がかかる状況となっている。これに対して地道な努力ではあるが、臨戸訪問により個々の経済状況を勘案した納付計画を立て、それに沿って納付がされているか履行確認を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	<p>年度別計画のとおり事務を進めることができた。</p> <p>現年普通徴収者の収納率については、目標を概ね達成することができる見込みだが、滞納分については、新型コロナウイルス感染防止の観点から収納員の臨戸訪問を控えた時期があった影響もあり目標を若干下回った。</p>	
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	65	体系	(4)健全な財政運営の推進	工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	特別会計「国民健康保険事業」の健全な運営			課等の名称	国保年金課		
現状・課題							
<p>国民健康保険事業は、構造的に低所得者が多い。また被保険者の年齢層が高く、医療費水準が高いため、医療費が増大する傾向にある。医療費の増大は被保険者の保険料負担の増となっている。</p> <p>運営面においては収入を確保するために、保険料の収納率の向上、また、支出においては、医療費の適正化対策による医療費の削減が課題となっている。</p>							
実施概要							
<p>収入面において、収納率向上対策、支出面において医療費適正化対策として、被保険者に対し医療費通知の実施と、医療費削減の一環として、生活習慣病の重症化を予防するための医療受診勧奨や保健指導を実施することにより、事業の健全な運営を行う。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
収納率向上対策	計画	→					
	実績	→					
医療費通知	計画	→					
	実績	→					
生活習慣病重症化予防	計画	→					
	実績	→					
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
現年収納率(%)	計画	90.5	90.5	90.7	90.7	90.9	90.9
	実績	90.4	91.2	91.7	92.0	92.2	91.8
滞納繰越分の収納率(%)	計画	—	—	—	20.1	20.1	20.1
	実績	—	—	—	21.8	20.1	20.2
効果							
<p>収納率向上対策の実施により、安定した保険料収入の確保、医療費適正化対策として被保険者に対し、保険制度による医療費負担を周知するとともに、被保険者の生活習慣病重症化予防による医療費削減に寄与する。</p>							
財政効果額(千円)		27	28	29	30	R1	R2
滞納繰越分収納額	見込	—	—	—	442,196	420,086	399,081
	実績	—	—	—	460,273	402,212	383,898

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>収納率の向上のため、口座振替の推進や特別納付相談等窓口の開設、嘱託収納員の効率的な利用、差押処分や執行停止処分等を実施した。</p> <p>医療費適正化を図るため、年7回(5.7.9.11.1.2.3月)の受診について医療費等の内容を送付した。また、健康啓発と保険制度周知のためのリーフレットの同封を行った。</p> <p>特定健康診査結果から、糖尿病に関する項目において、早期に医療機関の受診及び生活習慣の改善を要する者を抽出し、医療機関受診を促すとともに保健指導を行った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価	<p>年度別計画のとおり事務を進めることができた。</p> <p>現年収納率については、収納率向上対策を実施することにより、目標を達成することができた。</p>	
計画どおり	B	

状態	進行中							
計画番号	66	体系	(4)健全な財政運営の推進		工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	特別会計「簡易水道事業」の健全な運営			課等の名称	上下水道局経営管理課			
現状・課題								
<p>簡易水道事業は山間地などの人口の少ない区域に存在しているため、施設整備に係る資本費用により給水原価が高額となり、料金収入のみによって経営することが困難であるが、市内の水道料金の公平性を考え、旧額田町との合併時に、上水道と簡易水道の料金を同一にした。その結果、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない運営となっている。</p> <p>また、本市には、6簡易水道事業があり、これらの給水区域には10箇所の浄水場が点在していることから、施設の維持管理に多額のコストを要するほか、施設トラブルに伴う断水等のリスクが高いことも課題の一つである。</p> <p>住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続することは、重要な課題であり、近年、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新事業や防災・減災対策事業の実施等に伴う投資の増大、料金収入の伸び悩み等があり、経営環境は厳しさを増している。総務省からは「公営企業会計の摘要拡大に向けたロードマップ」が公表され、現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業に対して同会計の適用を促進することが示されたため、公営企業会計へ移行する必要がある。</p>								
実施概要								
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業の固定資産台帳の整備を行う。 ・公営企業会計化に当たっては、水道事業との事業統合を行う。 ・公営企業会計に対応した財務会計システムの構築を行う。 ・開始貸借対照表の作成を行う。 								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
簡易水道事業の公営企業会計移行	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
数値目標が設定できない理由	公営企業会計移行であるため、具体的な数値目標を設定することができない。							
効果								
公営企業会計を適用することにより、損益・資産等の的確な把握をすることができるようになり、他の類似の地方公営企業との比較により、経営成績や財政状態等を正確に評価することも可能となると考える。								

令和2年度実績報告

実施内容		
簡易水道事業の公営企業会計化を完了した。		
令和2年度の達成状況		
評価		令和2年4月1日に簡易水道事業を水道事業に統合し、公営企業会計に移行した。
計画どおり	B	

状態	進行中						
計画番号	67	体系	(4)健全な財政運営の推進	工 地方公営企業、特別会計の健全な運営			
計画名	特別会計「農業集落排水事業」の健全な運営			課等の名称	上下水道局経営管理課・下水施設課		
現状・課題							
<p>本市には、農業用排水の水質保全のみならず、公共用水域の水質保全への寄与も目的として、10地区に農業集落排水処理施設があり、適正な維持管理が求められている。</p> <p>本市の農業集落排水処理施設は、平成8年から供用を開始し既に25年が経過した処理施設を始めとし、20年以上を経過した処理施設が6地区、また、15年以上を経過した処理施設としては9地区である。今後に向けて各地区の、電気機械設備など施設の老朽化が課題となっている。</p>							
実施概要							
<p>早期に各地区の処理施設の劣化状況など詳細調査を実施し、その調査結果に基づき最適な整備計画の策定を行う。今後はこの整備計画に基づき、適正な時期において改築更新など施設の整備を継続的に進めていく。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
劣化状況の調査	計画	→					
	実績	→					
最適な整備計画の策定及び短期、中期の整備計画の修正	計画		→	→	→	→	→
	実績		→	→	→	→	→
事業申請及び施設整備の設計、工事	計画				→	→	→
	実績				→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
施設整備数（地区）	計画	—	—	—	2	4	5
	実績	—	—	—	2	4	5
効果							
<p>整備計画の策定により、施設整備費の同期化により一般財源の抑制が図られ、また、施設の整備による老朽化の改善により、公共用水域の水質保全と適正な維持管理の継続が図られると考えられる。</p> <p>また、令和3年度以降についても、継続的に進めることにより、安定した維持管理による水質保全が図られると考えられる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
整備計画を基に、農業集落排水処理施設の事業計画策定及び実施設計、更新工事を行った。		
令和2年度の達成状況		
評価		最適整備構想に基いた年度別計画どおり、1地区の事業計画策定、2地区の実施設計、1地区の更新工事を行った。
計画どおり	B	

才 公有財産の効果的・効率的運営

状態	進行中						
計画番号	68	体系	(4)健全な財政運営の推進	才 公有財産の効果的・効率的運営			
計画名	公共施設等総合管理計画の策定			課等の名称	行政経営課		
現状・課題							
<p>全国的な傾向として、1970年代前後に建設された公共施設等が2020年代に大量に更新時期を迎え、大幅な財源不足が予想される。また、人口動態の変化により、施設利用の需給バランスが失われる懸念があることなどから、総務省は地方自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請している。</p> <p>本市では、建築物について市有建築物管理保全基本方針を策定し、長寿命化や平準化への試みに着手している。</p>							
実施概要							
<p>施設所管課と連携して、将来の更新費用について時期と金額を把握し、将来の財源不足規模を想定する。</p> <p>また、人口推計データによる施設利用の需給バランス想定と合わせて、公共施設に関する全体方針を策定する。その後、全体方針を踏まえ、施設類型別について詳細状況の把握をもって方針を策定する。</p> <p>なお、この計画は「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が決定したインフラ長寿命化基本計画における地方自治体の行動計画としての役割を併せ持っており、今後も数年ごとに見直しを行い、精度の向上や進捗の管理に取り組んでいく。あわせて、各課での個別施設計画策定にむけて調整を進める。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
全体方針の策定 施設類型別方針の策定	計画						
	実績						
議会・市民への情報共有	計画						
	実績						
インフラ 個別施設計画策定の調整	計画						
	実績						
建築物 個別施設計画策定・推進	計画						
	実績						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
個別施設計画の策定数（件）	計画	—	—	—	2	3	29
	実績	—	—	—	2	3	29
効果							
<p>公共施設等についての現状を把握し、総合的な管理計画を策定することで、将来世代への負荷を最小化するとともに、現世代がニーズに合った公共施設サービスを楽しむことができるよう検討する機会となる。</p>							

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>インフラについては、施設所管課と調整を図りながら、既存更新費試算額の精度向上や施設保全における組織横断的な優先度指標等の検討を進めた。</p> <p>建築物（ハコモノ）については、公共施設等総合管理計画の進捗確認を行うとともに、各課で個別に検討する施設以外をまとめた「ハコモノ個別施設計画」を策定するとともに、施設所管課において実施する個別施設計画策定の支援も行った。</p> <p>その結果として、必要と判断する全ての公共施設で個別施設計画を策定し公表した。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>年度別計画のとおり、公共施設等総合管理計画の全体方針策定（改訂）に向けた検証やインフラ個別施設計画策定の調整、建築物個別施設計画策定・推進等に取り組み、結果として必要と判断する全ての公共施設で個別施設計画を策定し公表した。</p> <p>また、全庁の組織横断的な会議（公共施設等マネジメント推進会議）では、建築物・インフラ・土地を総合して合理性を高める検討を行うことができた。</p>

状態	進行中						
計画番号	69	体系	(4)健全な財政運営の推進	才 公有財産の効果的・効率的運営			
計画名	計画的な公共建築物整備事業の実施			課等の名称	施設保全課		
現状・課題							
すべての市有建築物を長寿命化した場合、将来において限られた財源では適正に施設整備することが難しい状況である。建物の長寿命化は、コスト削減につながるが、保全計画によって市有建築物の整備を効果効率的に行う必要がある。							
実施概要							
<ul style="list-style-type: none"> 市有建築物の老朽化や劣化が進行する中、基本方針に基づき市有建築物管理保全システムを構築した。このシステムによって保全計画を策定して建物の長寿命化及び事業費の平準化を検討し、短期保全計画から公共建築物整備事業を毎年見直し実施する。 建築基準法に基づく市有建築物の定期点検を一元的に行うことで、点検内容を把握して的確な判断により建物の改修、修繕につながる保全計画に反映させる。さらに定期点検の一部を職員による直営点検に移行し、このうち建築物点検は業務の平準化を図る。 施設を良好な状態で保つための維持管理委託業務が、適正な発注及び管理が出来るように委託業務の発注仕様書及び積算基準の見直しを行い、業務の適正化を図る。また、見直し後の業務について検証を継続的に実施する。 							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
公共建築物整備事業の見直し	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
公共建築物整備事業の実施	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
定期点検業務の実施	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
委託業務の適正化と検証	計画	→	→	→	→	→	→
	実績	→	→	→	→	→	→
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
建築設備定期点検（毎年実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	170	163	163	170	100	115
	実績	171	167	181	177	112	127
建築物定期点検（3年に1回実施）の直営実施の施設数（施設）	計画	70	90	70	40	48	75
	実績	69	91	85	41	50	125
効果							
計画的な公共建築物整備事業を行うことにより効率的な財政負担の平準化が可能となる。定期点検を一元的に行うことで優先順位の高い建物から計画的に整備することができる。また、直営点検移行により委託料の削減が図れる。委託業務の仕様書及び積算基準の統一や見直しを行うことにより業務の適正化とコスト縮減につながる。							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
委託業務の見直しによるコスト削減	見込	▲ 3,000	▲ 3,000				
	実績	▲ 3,000	▲ 3,000				

令和2年度実績報告

実施内容	
<p>公共建築物管理保全システムの保全計画から事業費の平準化を考慮した短期保全計画を作成し公共建築物整備事業計画の見直しを実施した。また昨年度の計画に基づき公共建築物整備事業を実施した。</p> <p>定期点検業務を一元的に行い、一部は職員による直営点検に移行し点検結果を保全計画に反映させた。</p> <p>委託業務の統一仕様書及び積算基準は必要に応じ内容の見直しを行い、業務内容と仕様書に違いがないか検討した。</p>	
令和2年度の達成状況	
評価	年度別計画のとおり、公共建築物整備事業計画の見直し及び公共建築物整備事業を実施した。定期点検業務は一元的に行っており、数値目標である定期点検の直営実施の施設数は計画を上回る数を実施できた。委託業務は統一仕様書の見直しによる修正に伴い、より適正化された。
計画どおり	

状態	進行中						
計画番号	70	体系	(4)健全な財政運営の推進	才 公有財産の効果的・効率的運営			
計画名	資産の有効活用			課等の名称	行政経営課		
現状・課題							
<p>本市では「市有財産の有効活用に関する基本方針」に基づき、市が保有する市有財産のうち普通財産について、遊休・未利用の物件は売払うことを原則としている。平成24年度から定期的な市有地の売払いを行っているが、最近では、市中心部における住宅建設適切地が少なくなっている。</p> <p>※普通財産：行政財産（地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産）以外の一切の公有財産で、行政目的のために直接供されるものではなく、一般私人と同様の立場で管理し、所有する財産</p>							
実施概要							
<p>公有財産の有効活用については、各事業において、新たな利用方法を模索しながら、最も有効な活用策を検討していく。市で活用できない場合は、その財産の性質によって売却処分・有償貸付を推進する。売却する場合は、処分可能かどうか十分な確認を行い、計画的な売却処分を進める。</p>							
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2
市有地の売払い	計画	→					
	実績	→					
市有地の貸付け	計画	→					
	実績	→					
基本方針の見直し	計画	→	→				
	実績	→	→				
数値目標		27	28	29	30	R1	R2
市有地の売払い金額（千円）	計画	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	実績	114,507	91,666	91,698	24,930	25,385	38,021
市有地の貸付金額（千円）	計画	30,000	20,000	20,000	21,000	22,000	23,000
	実績	49,786	53,852	29,177	24,200	27,803	28,016
効果							
<p>市有地を売払い、有償貸付することにより、売払収入、貸付収入及び固定資産税などの自主財源を確保することができる。また、土地の維持管理費の縮減を図ることができる。</p>							
財政効果額（千円）		27	28	29	30	R1	R2
市有地売払等収入	見込	90,000	50,000	50,000	51,000	52,000	53,000
	実績	164,293	145,518	120,875	49,130	53,188	66,037

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>市有財産の性質によって売払い、有償貸付をするなど積極的に利活用した。市有財産の利活用の取組みを推進することにより、土地の売払収入、貸付収入などの自主財源の確保に努めるとともに、貸付することで維持管理費の縮減を図った。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画を上回る	A	<p>市有地の売払いについては処分可能用地の精査を行い7件売払いを行った。貸付についても、駐車場や住宅敷地等として多くの物件を貸付けしている。また、公共施設等マネジメント推進会議等により、利活用の検討を行っている。</p>

5 広域行政の推進

ア 公共施設の共同化と適正配置

状態	進行中							
計画番号	71	体系	(5)広域行政の推進	ア 公共施設の共同化と適正配置				
計画名	消防指令業務の共同運用		課等の名称	消防本部共同通信課				
現状・課題								
<p>消防指令業務は、従来、各市町村の消防本部ごとに消防通信指令システム等を単独で整備、運用することを原則としてきたが、平成20年に愛知県消防救急無線広域化・共同化等整備計画が策定され、消防指令センターの整備については、広域化枠（県下11ブロック、うち岡崎額田ブロック[岡崎市、幸田町]）で整備することとされた。また、近年、災害が複雑多様化する中で、より高度で複雑な災害対応と迅速な災害対応が求められているとともに、大規模災害時には近隣市町と連携した、迅速かつ集中的な広域応援体制が求められている。</p>								
実施概要								
<p>消防指令業務の共同運用とは、119番通報の受信、消防車や救急車の出動指令、無線通信の統制などの消防指令業務を、複数の消防本部が一箇所の指令センターにおいて消防通信指令システムを共同で運用することである。</p> <p>消防指令センターを共同運用することにより、消防力の効率的運用や人員の削減効果とともに、費用削減の効果により住民サービスの向上を図る。</p>								
年度別計画			27	28	29	30	R1	R2
作業部会、研究会等で協議	計画	→						
	実績	→						
整備方針の決定	計画	→						
	実績	→						
指令センター整備	計画	→						
	実績	→						
共同運用開始	計画	→						
	実績	→						
数値目標			27	28	29	30	R1	R2
通信指令員の減員	計画				3	3	3	
	実績				3	3	3	
効果								
<p>消防指令業務を共同運用することで、通信指令員の減員による効率的な人員配置が図られ、施設整備費などに要する費用も削減できる。なお、人員配置の効率化により3人の人件費が削減された場合、年間約23,000千円の財政効果が見込める。</p>								
財政効果額（千円）			27	28	29	30	R1	R2
共同運用により減員された通信指令員の人件費の削減	見込				▲ 23,000	▲ 23,000	▲ 23,000	
	実績				▲ 23,940	▲ 23,940	▲ 23,940	

令和2年度実績報告

実施内容		
<p>平成30年度から岡崎幸田消防指令センターを市役所東庁舎7階に開所し、岡崎市幸田町共同通信課の事務に関する協定書に基づき、消防指令業務の共同運用を開始した。共同整備した消防指令システムについても大きなトラブルもなく、円滑な両市町の消防指令業務が実施できた。</p>		
令和2年度の達成状況		
評価		
計画どおり	B	<p>消防指令業務の共同運用により、年度別計画のとおり、通信指令員の減員が図られ、消防全体において配置人員の効率化が図られた。</p>

イ 広域事務処理

状態	進行中							
計画番号	72	体系	(5)広域行政の推進	イ 広域事務処理の拡大				
計画名	広域事務処理の拡大			課等の名称	企画課			
現状・課題								
<p>市民ニーズの多様化、生活圏の拡大、国・県からの権限移譲等により事務が高度化する中、効率的な行財政運営を図る手法として、近隣市町と連携して施策の推進を図ることは有効な手段であると考えられる。</p> <p>岡崎市では、観光、産業、防災等、様々な分野において広域連携を進めているが、今後も、市の施策の中で広域的な事務処理を実施することがより効果的となるものについて調査、分析を行う必要がある。</p>								
実施概要								
<p>消防通信指令室について、共同運用に向けた協議を進め、共同運用がより効果的なものとなるよう関係部局と共に、詳細について詰めていく。</p> <p>今回、新たな広域連携制度として創設された「連携協約制度」について、運用にあたってのメリット・デメリット、また、より効果的な連携相手等について調査・研究を進める。</p> <p>また、事務の委託受託の関係においては、その必要性等について再検討し整理をする必要がある。</p>								
年度別計画		27	28	29	30	R1	R2	
新たな圏域の調査・研究	計画	→						
	実績	→						
広域事務処理の調査・研究	計画	→						
	実績	→						
消防通信指令室の共同運用の実施	計画	→			→			
	実績	→			→			
関係部署推進支援	計画	→						
	実績	→						
数値目標		27	28	29	30	R1	R2	
数値目標が設定できない理由		広域連携の取組みに対する調査・研究がメインとなる。また、連携によっては廃止した方が良いものもあり、連携数といった数値で効果を計ることができない。						
効果								
事務によって異なるが、人員の削減、事務費用の削減といった効果が期待できる他、事務の簡素化や、住民サービスの向上といった効果も期待できる。								

令和2年度実績報告

実施内容		
広域連携の取組みに対する情報収集や調査、研究を実施した。		
令和2年度の達成状況		
評価		消防通信指令室の共同運用が計画どおり実施された。 広域連携の取組みに対する情報収集や調査、研究を実施した。
計画どおり	B	

岡崎市行財政改革推進計画

[平成27年度～令和2年度]

令和2年度実績報告書

令和3年 月

岡崎市財務部行政経営課

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地

TEL 0564-23-6502

FAX 0564-23-6548